

北栄町自治会長会 日程

日時 令和7年4月23日（水）

午後3時30分から

場所 大栄農村環境改善センター 多目的ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 新課長等紹介

5 協議及び連絡事項について

《総務課》	提出期限	
(1) 自治会要望の結果について		資料1
(2) 年間イベント情報について		資料2
(3) 自治会関係の町補助制度一覧について		資料3
(4) 自治会総合交付金について	5/22(木)	資料4
(5) 令和7年度 コミュニティ助成事業について	7/31(木)	資料5
(6) 交通災害共済の加入者証について【4/25(金)発送予定】		
(7) 令和7年度 防災士養成研修受講申込書のとりまとめについて	6/6(金)	資料6
(8) 北栄町情報配信アプリについて		資料7
《福祉課》		
(1) 民生児童委員の一斉改選について		資料8
(2) 令和7年度 敬老行事補助金について	開催2週間前	資料9
(3) 金婚表彰対象者の調査及び報告について	6/27(金)	資料10
(4) 令和7年度 日本赤十字募金のお願いについて	5/22(木)	資料11
(5) ふくしと健康の相談窓口		資料12
(6) 防災福祉マップ作成にかかる補助金について		資料13
《健康推進課》		
(1) 令和7年度 健康づくり事業について		資料14
《地域整備課》		
(1) 自治会が実施する除草作業等に対する費用助成について		資料15
《環境エネルギー課》		
(1) オオキンケイギクの除去について		資料16

(2) 地域猫活動について		資料17
(3) 再生資源回収報奨金について		資料18
(4) 北栄町におけるごみ収集所利用の基本的な考え方について		資料19
《教育総務課》		
(1) 地域で子どもを育てる体験活動支援補助金について		資料20
《生涯学習課》		
(1) 令和7年度 人権を学ぶ会について		資料21
(2) 令和7年度 分かりやすいじんけんの話について		資料22
《中央公民館》		
(1) 中央公民館大栄分館の建替えについて		資料23
《社会福祉協議会》		
(1) 令和7年度 社会福祉協議会会費のお願いについて	5/22(木)	資料24

6 質疑応答

7 その他

(1) 11月自治会長会・・・令和7年11月26日(水)【予定】

時間：午後2時30分～午後3時15分 研修会

午後3時30分～午後4時30分 自治会長会

会場：大栄農村環境改善センター

8 閉会

番号	事業名(課名)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	式典関係(総務課)						町政施行20周年 記念式典(28日)						
2	消防、防災関係 (総務課)		町ポンプ操法大会 (18日)				北栄町防災訓練 (7日)		秋季全国火災予防 防運動(9~15日)		北栄町消防出初 式(未定)		春季全国火災予 防運動(1~7日)
3	交通安全(総務課)	春の全国交通安 全運動(6~15日)			夏の交通安全県 民運動(14~23日)		秋の全国交通安 全運動(21~30日)			年末の交通安全 県民運動(8~17日)			
4	男女共同参画関係(企 画財政課)								男女共同参画 フォーラム(未 定)				
5	福祉関係(福祉課)						・介護予防フエ スタ(6日) ・戦没者追悼式 (24日)						
6	国内交流関係 (観光交流課)		台湾台中市大肚区 青少年訪問団が来 町(19~22日)		台湾台中市大肚区 へ青少年訪問団派 遣(28~31日)	湖南市 夏まつり (2日)			湖南市 秋まつり (予定)				
7	北栄砂丘まつり (観光交流課)					北栄砂丘まつり (24日)							
8	地域整備課	天神川一斉清掃 (4/20 7:00 ~)											
9	ふるさと館関係 (観光交流課)	GWイベント(4/26~5/6) X(旧ツイッター)フォロワー13万 人達成記念イベント(4月) 隻眼の残像公開記念カードプレゼ ント(5月)		青山先生&怪盗 キッド誕生日イ ベント(6月) マラソン大会関 連イベント(15 日)	・七タイイベント (上旬) ・夏休みARラ リー(7月中中 ~9月中旬頃)	・夏休みイベ ント (中旬頃)		・町民無料デー (10月、11月 頃)	・日本海新聞共 催イベント ・観光協会、商 工会連携イベン ト(11月・12月 頃)	クリスマスイベ ント(下旬ご ろ)	・お正月イベ ント(正月3日) ・青山剛昌先生 と話そうDAY (3日)	バレンタイン デーイベント	ホワイトデー イベント ・開館19周年イ ベント
青山 剛昌 名 探 偵 コ ナ ン 特 別 原 画 展 2025~2026													
グッズ展示(内容は未定)													
YAIBA原画・グッズ展示6月末													
劇場版名探偵コナン「100万ドルの五稜星」原画展 示(6月末まで)													
10	北条支所			もち米作り(田植 え)体験(未定)	黒釣り教室(未 定) あつまらいや食 堂(未定)			もち米作り(稲刈 り)体験(未定)	第8回北条ふるさ とまつり(9日) もち米作り(収穫 祭)体験(未定)			ひなまつりス イーツづくり(未 定)	第8回茶臼山桜ま つり(未定)
11	産業振興関係	道の駅はつじよ つ ○プレオープン (4/24 12:00~) ○グラントオープン (4/25 11:00~)											

2025年度 年間イベント情報 教育委員会関係

番号	事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	学校関係 (教育総務課)	小中学校入学式 (10日)	北条小学校運動 会 (17日) 大栄小学校運動 会 (24日)	同日公開参観日 (13日)	夏期休業日 小学校 7月23日~8月27日 北条中 7月23日~8月27日 大栄中 7月25日~8月31日 ※サマースクール、自治会学習、 活動支援事業実施 郡水泳大会(7月25日) 北条町じんけんサミット (8月19日)	中部駅伝(16日) 北条小学校学習 発表会 (24日) 大栄小学校学習 発表会 (23日)	中学校文化祭 (1日)	冬期休業日 小学校 12月24日~1月7日 北条中 12月23日~1月6日 中学校 12月20日~1月6日	2学期給食終了 小学校 (22日) 北条中 (22日) 大栄中 (19日)	2学期給食開始 小学校 (9日) 中学校 (7日) 全国学校給食週 間(24日~30日)	3学期給食終了 小学校 (23日) 北条中 (19日) 大栄中 (23日)	3学期給食展 (1日~15日)	中学校卒業式 (10日予定) 小学校卒業式 (19日) 学年末休業日 (24日~31日)
2	給食センター	1学期給食開始 小学校 (14日) 中学校 (14日)	1学期給食終了 小学校 (18日) 北条中 (18日) 大栄中 (24日)			2学期給食開始 小学校 (29日) 北条中 (28日)	2学期給食開始 大栄中 (1日)						
3	こども園関係 (教育総務課)	入園式 (4日)		同日公開参観日 (13日)		運動会 由良 (27日)	同日公開参観 (北条14日) 発表会 北条(27日) ※0.1歳児	同日公開参観 (北条14日) 発表会 北条(27日) ※0.1歳児	同日公開参観 (北条14日) 発表会 北条(27日) ※0.1歳児	発表会 大誠(12日) 北条(12日) ※2歳以上児 由良(11日)	卒園式 (23日) 年度末休業日 (25日~31日)		
4	人権教育関係 (生涯学習課)		①人権協理事会 (8日) 人権協総会 (21 日)	①地区推進委員 議(20日)	部落解放月間(7/10~8/9)	②地区推進委員 議(18日) ②人権協理事會 (26日)	人権を学ぶが会9月~11月	人権を学ぶが会9月~11月	人権週間(4~10) じんけんフェス ティバル(6日)	③人権協理事會 (19日) 人権尊重審議會 (27日)			
5	ほくほくプラザ (生涯学習課) ※土日も開館		①分かりやすい んげんの話(30日)	②分かりやすい んげんの話(27日)	③分かりやすい んげんの話(27日)	④-1分かりやすい んげんの話(19 日)	④-2分かりやすい んげんの話(14 日)	⑤分かりやすい んげんの話(21日)	⑥分かりやすい んげんの話(12日)				
6	体育関係 (生涯学習課) ◆=北栄スポーツクラブ事業	六尾反射炉跡・由 良台場ウォーク (26日)	郡スポレク(メ イン日)(6日)	第38回すいか・ ながいも健康マ ラソン大会 (15 日)	高校総体自転車 ロードレース (3 日)	◆町ソフтбоー ル大会(21日)	◆町グラウンド・ ゴルフ大会(4日)	◆町バドミント ン大会(14日)	◆元日マラソン &ウォーキング (1日) ◆町卓球大会 (18日) ◆町バットゲー ムスター大会 (25日)	◆町バスケット ボール大会(15 日) 北栄町スポー ツ 表彰(21日)			
7	社会教育関係 (生涯学習課)		あいさつ運動 (26日~30日)				あいさつ運動 (20日~24日)						
8	文化関係 (生涯学習課)						北栄文化回廊 (3~15日)						
9	北栄みらい伝承館	郷土の作家たち 「山本隆博 絵画展」 (4月12日~5月18日)	北栄町の美術 「松本必明 遺作展」 (6月3日~7月13日)	北栄町の歴史 「開校50周年 大栄小学校展」 (7月29日~9月15日)	合併20周年記念特別展 北栄町の歴史 「北栄町の文化財」 (10月1日~11月16日)	北栄町の民俗 「昔の生活道具」 (12月13日~2月1日)	北栄町の歴史 「曲村・谷本家資料にみる郷土の歴 史」 (2月21日~3月29日)						

番号	事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
10	中央公民館 ※開催周知は別途行います。	【シニアクラブ】 開講式	毎月総合学習1回、コース別学習1回開催		第19回 公民館まつり ・作品展(6/28 ~7/6) ・芸能発表会 (7/6)		スポーツ交流 会、コース別学 習1回	野外研修、コース 別学習1回	毎月総合学習1回、コース別学習1回開催				閉講式		
		【小学生対象】 おもしろまなび タイム	毎月概ね2回開催				野外体験	毎月概ね1回開催							
		【スマホ教室】	毎月1回開催(5~11月)												
		【健康マーシャ ン教室】	第1回(13日)	第2回(12日)	第3回(14日)										
		【脳トレ教室】	毎月2回開催(5~7月)	1回開催	毎月2回開催(9~11月)						1回開催				
		【ほくえい未来 ラボ】	第1回開催(31 日)	第2回開催(22 日)	講演会(13日)	中間発表(10日)	最終発表(19日)								
		【民芸実習館】	陶芸教室①成形 (25日)	木竹教室①(22 日)	陶芸教室①色付 (22日)	木竹教室②(3 日) 木版画教室①(30 日) 陶芸教室②成形 (30日) 水墨画教室①(3 日)	木版画教室②③ (13.27日) 陶芸教室②色付 (27日)	木版画教室④(11 日) 水墨画教室②(26 日)	木竹教室③(16 日)	水墨画教室③(14 日)					
		こどもの読書週 間イベント(26 日~5月11日) 夢の図書館プロ ジェクトメンバ ー募集 おはなし会 (毎週日曜)	あたまイキイキ 音読教室(15日) 夢の図書館プロ ジェクト協議 (24日) おはなし会 (毎週日曜)	おはなし会 (毎週日曜)	あたまイキイキ 音読教室(17日) おはなし会 (毎週日曜)	読み聞かせ入門 講座(2日)	あたまイキイキ 音読教室(20日) おはなし会 (毎週日曜)	おはなし会 (毎週日曜)	絵本事業ワーク ショップ・講演会 (29日) あたまイキイキ 音読教室(20日) おはなし会 (毎週日曜)	おはなし会 (毎週日曜)	新春リサイク ルブックフェア (10~11日) あたまイキイキ 音読教室(15日) おはなし会 (毎週日曜)	おはなし会 (毎週日曜)	あたまイキイキ 音読教室(14日) おはなし会 (毎週日曜)		
		図書館 ※日程は予定です。 開催周知は別途行います。													

自治会関係の町補助金制度一覧

資料NO.3

(令和7年4月現在)

補助金の名称・内容	補助金額 (補助率、上限額等)	申請・交付時期	担当課
総 1 自治会運営交付金 文書配付等に係る自治会運営経費の助成	均等割: 40,000円/自治会 世帯割: 2,000円/世帯数	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総 2 防犯灯維持管理交付金 自治会が設置する防犯灯の電力料金の一部補助	防犯灯電気料金の1/3	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総 3 防火防災組織運営交付金 自主防災組織の運営、消防ポンプの維持管理経費の助成	自衛消防団又は自主防災組織 均等割: 5,000円/団体 消防ポンプ割: 20,000円+200円×世帯数 女性消防隊 均等割: 5,000円/団体 消防ポンプ割: 20,000円	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総 4-1 防火防災器具等交付金(防災備品) 自主防災組織等が防災活動で使用する資機材の購入費助成(担架、リヤカー、ジャッキ等)	補助率: 1/2 上限額: 10万円	申請: 随時 交付: 随時	総務課
総 4-2 防火防災器具等交付金(消防器具) 消防用器具の購入費、修繕費に対する助成(消防ホース、格納庫、作業服など)	補助率: 1/2 上限額: 10万円 ※1月自治会要望時にあつ旋取りまとめ(あつ旋にない物品購入や修繕は実施後に随時申請)	申請: 随時 交付: 随時 (あつ旋分は8月)	総務課
総 5-1 訓練支援活動交付金(訓練活動) 自治会、自主防災組織、自衛消防団等が主催実施した防災訓練、避難訓練、救命講習等に対する助成。●町主催訓練参加、消火栓等点検作業は対象外。	訓練活動に対する経費助成 400円/参加世帯 上限: 5回又は10万円	申請: 随時 (実施後、年度内) 交付: 随時	総務課
総 5-2 訓練支援活動交付金(支援活動) 自治会等が実施した住民の避難支援、消火・捜索活動、空家対策(応急処置、除草、駆除)に対する助成。●自治会内のゴミ拾いや側溝清掃など環境対策は対象外。	防火防災支援活動に対する経費助成 200円/回・活動参加・従事者 避難所にあつては、1泊2日を1回とする	※①②の申請には、活動中の写真、参加者の名簿が必要	
総 5-3 訓練支援活動交付金(消耗品) 上記①②の活動のために購入した消耗品・食料費の購入に対する助成。●食料は避難者食事に限る。	訓練、防火防災支援活動の消耗品助成 購入費×1/2 上限: 50,000円/自治会		
総 6 除雪活動交付金 自治会が行った道路除雪経費(作業員労務費、除雪委託料、機械の燃料費・借上料等)に対する助成。●飲食、用具購入、機械点検費。領収(請求)書のない経費は対象外。	経費の1/2 上限額: 50,000円/回・自治会	申請: 随時 (実施後、年度内) 交付: 随時 ※申請には、除雪後の写真、除雪位置図が必要	総務課
総 7 再生可能エネルギー推進交付金 再生可能エネルギー推進のための助成 設備設置あり…10年間 設備設置なし…令和8年度まで	太陽光発電設備の設置がある自治会 均等割: 20,000円/自治会 出力割: 2,000円/kW 太陽光発電設備の設置がない自治会 均等割: 10,000円/自治会	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課

補助金の名称・内容	補助金額 (補助率、上限額等)	申請・交付時期	担当課
総 8 LED防犯灯整備等補助金 自治会が設置するLED防犯灯の整備・修繕に対する助成	補助率:設置費、修繕費の1/2 上限額:30,000円/灯 (支柱を設置する場合の上限:50,000円) ※工事着手前に申請 ※修繕の場合、1灯あたりの工事費が3万円	申請:随時 (着手前) 交付:随時	総務課
総 9 自治会除雪機整備費補助金 自治会が購入する除雪機に対する補助 ※付属品は、本体カバー、ガソリン携行缶	①除雪機購入支援 補助率:購入費(付属品含む)の1/2 上限額:250,000円	申請:随時 (着手前) 交付:随時	総務課 ※1月自治会要望必要
総 10 自衛消防設備等整備費補助金 消火栓の設置・移設、消防ポンプ格納庫の整備、(小型消防ポンプの購入)に対する助成	補助率:1/2 上限額:消防ポンプ格納庫整備30万円 その他は上限なし	申請:随時 (着手前) 交付:随時	総務課 ※1月自治会要望必要
総 11 自治会集会施設整備補助金 自治会が自治会集会施設整備(新築、増築、購入)のため、銀行等からの借入に対する助成	補助率:借入金の5% ※土地取得費、改修に係るものは対象外	申請:随時 交付:随時	総務課
総 12 自治会集会施設バリアフリー改修等補助金 自治会集会施設のバリアフリー改修等費用に対する補助。	補助率:費用の1/2。補助金上限20万円 ※一般的なバリアフリー改修のほか、トイレ改修(和式⇒様式)、冷暖房設備設置が対象。	申請:随時(着手前、12月末まで) 交付:随時	総務課
総 13 コミュニティ助成事業(一般コミュニティ) 自治会活動に直接必要な施設・設備の整備に対する助成	補助率:10/10 助成額:100万円～250万円	申請:9月頃 決定:翌年4月 交付:随時	総務課
総 14 コミュニティ助成事業(コミュニティセンター) 自治会集会所などの建設整備費に対する助成	補助率:3/5以内 上限額:1,500万円	申請:9月頃 決定:翌年4月 交付:随時	総務課
総 15 コミュニティ助成事業(防災組織育成) 消防器具、消防ポンプ、消防ポンプ格納庫整備などに対する助成	補助率:10/10 助成額:30万円～200万円	申請:9月頃 決定:翌年4月 交付:随時	総務課
企 1 バス待合所整備費補助金 自治会が行うバスの待合所の整備(新設、改築、修繕)に対する助成	補助率:新築・改築・修繕2/3 上限額:40万～80万円(内容により変動) ※1月自治会要望	申請:随時 (着手前) 交付:随時	企画財政課
環 1 ごみ収集所整備費補助金 ごみ収集所の新設・改築・修繕に係る費用の助成	補助率:1/2 上限額:20万円 ※希望取りまとめは1月。緊急は随時(事前)	申請:随時 (着手前) 交付:随時	環境エネルギー課
環 2 不法投棄廃棄物撤去事業等補助金 不法投棄された廃棄物の処分のための重機等借上経費、労務費、廃棄物処分経費の支援	重機等借上げ経費、労務費の1/2 廃棄物処分経費10/10 ※事前にご相談ください。 ※監視カメラ貸出(無料)もあります	申請:随時 (着手前) 交付:随時	環境エネルギー課
環 3 再生資源回収報奨金 古紙、金属等の再生資源の回収に対する報奨金	古紙類(新聞・雑誌等) 3円/kg 金属類(アルミ缶等) 5円/kg びん類(一升瓶・ビール瓶) 5円/本	申請:随時 交付:随時	環境エネルギー課

補助金の名称・内容	補助金額 (補助率、上限額等)	申請・交付時期	担当課
福 1 敬老行事補助金 自治会における敬老会等事業に対する助成	75歳以上1人あたり1,000円 ※現金や商品券等の金券類は補助の対象になりません。	申請:事業実施 2週間前 交付:随時 (事業実施後)	福祉課
福 2 防災福祉マップ作成等支援 ①災害時要支援対策促進事業:防災福祉マップ(支え愛マップ)作成、避難支援物品、研修会開催経費等の支援 ②ステップアップ事業:支え愛マップの見直し、支え愛連絡会立上げ、避難支援の取り組み等に対する支援	①災害時要支援対策促進事業 上限額:50,000円 ②ステップアップ事業 上限額:100,000円 ※①の補助を受けた自治会が対象	申請:随時 交付:随時	福祉課 社会福祉協議会
福 3 福祉活動助成金 自治会における福祉活動の支援	10,000円+300円×世帯数	申請:随時 (6月以降) 交付:随時	社会福祉協議会
産 1 地域緑化の推進事業 緑の募金」を原資に、樹木・花きの植樹など緑化整備等の実施地区に対し交付金を交付	50,000円/1地区 ※13地区程度を想定、審査により決定	申請:6月中旬 交付:審査決定後	産業振興課
産地 2 生活・生産基盤施設原材料等支給事業 町道、農道等及び農業用排水路の工事及び除草作業原材料及び機械借上料等の助成	補助率等:対象施設により50~100% 上限額:20万円	申請:随時 交付:随時	産業振興課 地域整備課
産 3 枯松伐採促進事業補助金 保全松林及びその周辺の松くい虫被害木の防除・駆除に対し補助金を交付	町単価表の60%	申請:随時 交付:随時	産業振興課
地 1 震災に強いまちづくり促進事業補助金 自治会公民館・集会所の耐震診断・設計に対する助成(改修は除く)	補助率:2/3 上限額:延床面積×単価 (延床面積1,000㎡以内 3,670円/㎡)	申請:随時 交付:随時	地域整備課
教 1 地域で子どもを育てる体験活動支援補助金 長期休業中(夏休み等)に行う小・中学生児童生徒の学習活動・体験活動に対する補助	40,000円/自治会(上限)	申請:随時 (事業実施前) 交付:随時	教育総務課

自治会総合交付金算定基礎報告書の提出について

自治会運営交付金、防犯灯維持管理交付金等の支払いに必要ですので、下記期限までに別添様式第1号の提出をお願いします。

提出期限 令和7年5月22日 木曜日
提出先 大栄庁舎（総務課）または北条支所

【記入例】

様式第1号

令和 年 月 日 ←提出日を記入

北栄町長 様

住所 自治会長の住所
団体名 自治会名
代表者名 自治会長名 印

令和7年度自治会総合交付金算定基礎報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

・自治会未加入の世帯は除いてください。
・自治会加入の事業所があっても、世帯に含めないでください。

世帯数は、福祉課資料 No.11 の世帯数を参考に記入する。

1 自治会運営交付金 ↓
(1) 自治会内の世帯数 ○○○ 世帯(令和7年4月1日現在)

2 防犯灯維持管理交付金
(1) 防犯灯設置の有無 無・有 ←いずれかに○をする。有の場合は領収書を添付
※4月分の防犯灯電気料金領収書及び内訳書(写し可)を添付すること。

組織がある場合は有に○をし、組織名を記入する。

3 防火防災組織運営交付金 ↓
(1) 自主防災組織設置の有無 無・有 (組織名:)
(2) 自衛消防団設置の有無 無・有 (組織名:)
ア 消防ポンプ設置の有無 無・有
(3) 女性消防隊設置の有無 無・有 (組織名:)
ア 消防ポンプ設置の有無 無・有

4 再生可能エネルギー交付金 設備を設置している場合は有に○をし、設置年月日等を記入。
→(1) 自治会公民館等太陽光発電設備の設置 ↓
ア 太陽光発電設備設置の有無 無・有
設置年月日: 年 月 日 出力: kW

以下の14自治会は令和6年度事業完了のため対象外です。4-(1)は記載不要です。

国坂、弓原、弓原浜、駅前、北条島、松神、曲、東園浜、原、六尾、東亀谷、上種、由良2区、緑ヶ丘

北栄町長 様

住 所 北栄町

団体名 自治会

代表者名 印

令和7年度 自治会総合交付金算定基礎報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 自治会運営交付金

(1) 自治会内の世帯数 世帯（令和7年4月1日現在）

2 防犯灯維持管理交付金

(1) 防犯灯設置の有無 無・有

※4月分の防犯灯電気料金領収書及び内訳書（写し可）を添付すること。

3 防火防災組織運営交付金

(1) 自主防災組織設置の有無 無・有（組織名： ）

(2) 自衛消防団設置の有無 無・有（組織名： ）

ア 消防ポンプ設置の有無 無・有

(3) 女性消防隊設置の有無 無・有（組織名： ）

ア 消防ポンプ設置の有無 無・有

4 再生可能エネルギー交付金

(1) 自治会公民館等太陽光発電設備の設置

ア 太陽光発電設備設置の有無 無・有

（設置年月日： 年 月 日、出力： kW）

北栄町長

様

住 所

団体名

代表者名

印

令和7年度自治会総合交付金(変更)申請書兼実績報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第2項(第6条第1項)の規定に基づき、次のとおり(変更)申請及び報告します。

記

1 防火防災器具等整備費交付金

(1) 防災用備品購入の(変更)有無 無 ・ 有

※購入する備品の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

(2) 消防用器具等購入・修理の(変更)有無 無 ・ 有

※購入・修理する器具等の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

2 防火防災訓練・防火防災支援活動交付金

(1) 訓練活動の実績

実施年月日	実施場所	参加世帯数	主な活動の概要

※参加世帯名簿及び活動の写真を添付すること。

(2) 支援活動の実績

実施年月日	実施場所	参加者数	主な活動の概要

※参加者名簿及び活動の写真を添付すること。

(3) 訓練・支援用消耗品購入の実績

無 ・ 有

※購入物品の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

3 除雪活動交付金

作業実施年月日	除雪に要した経費の内容と金額	備考

※作業に要した経費がわかる書類、作業実施区間の地図及び除雪後の写真を添付すること。

4 添付資料

※変更申請の場合、交付金交付決定通知の写しを添付すること。

令和8年度 コミュニティ助成事業の申請希望について

1 コミュニティ助成事業とは

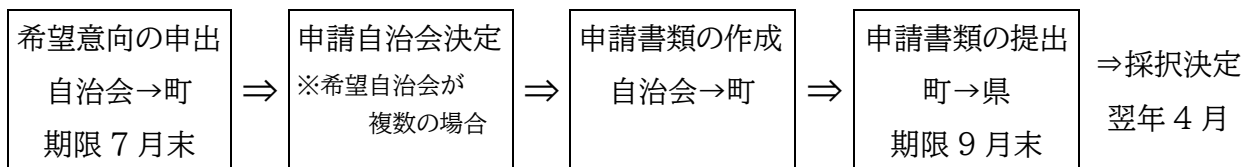
一般財団法人自治総合センターが宝くじ収入を財源に実施する社会貢献事業。

2 助成事業の概要

事業の種類	対象経費	助成率等
(1)一般コミュニティ助成事業	・自治会活動に必要な備品等の整備 ・除雪機、エアコン、テント、パソコン、テレビ、椅子、テーブル、遊具等	助成率 10/10 100万円～250万円
(2)コミュニティセンター助成事業	・自治会集会所の建設整備 ・建築が対象 (土地取得・造成、修繕、解体、外構工事は対象外)	助成率 3/5 以内 2,000万円以内
(3)地域防災組織育成事業	・消防、防災組織に必要な備品等の整備 ・消防器具、消防ポンプ、ポンプ格納庫の整備	助成率 10/10 30万円～200万円

※10万円単位での助成のため、10万円未満の端数は切り捨て

3 採択までの流れ



4 希望自治会が複数あった場合の町候補の決定方法

- ①過去に採択実績のない自治会を町の申請候補として優先決定します
 - ②2回目以降の申請は、前回からの経過年数、継続申請の状況を考慮し、順位を決定します
(町が1年度に県に申請する数)
- (1)一般コミュニティは、4～5自治会、(2)コミュニティセンター及び(3)地域防災組織は、1自治会

5 希望意向の回答先等

- 申出期限 令和7年7月31日(木曜日)
- 申出先・送信先 (1)・(2) 総務課総務室(担当:原田 電話37-5861)
(3) 総務課情報防災室(担当:時枝 電話37-5862)

第2025-2516-0
令和7年4月23日

自治会長 各位

北栄町 総務課情報防災室

令和7年度防災士養成研修受講申込書のとりまとめについて(お願い)

日頃から町政の推進にご協力いただきありがとうございます。

町では、自治会への防災士の配置を進めております。貴自治会での防災士養成研修の受講希望がありましたら、別紙の推薦書、受講申込書(受講者本人記入)、教本購入申込書をご提出いただきますようご案内いたします。

(追加の申込書や募集要項をご希望の方は、総務課情報防災室までお問い合わせください)

記

1 提出期限

令和7年6月6日(金)

2 提出・問い合わせ先

北栄町役場 総務課 情報防災室

電話：0858-37-5862(直通)

メール：bousai-soumu@e-hokuei.net

3 その他

(1)研修の開催時期および会場は以下のとおりです。いずれかお選びください。

(今年度の中部会場開催はありません)

区分	開催日	会場
東部	10月11日(土)~12日(日)	とりぎん文化会館(鳥取県立県民文化会館) (鳥取市尚徳町101-5)
西部	12月13日(土)~14日(日)	米子コンベンションセンター(ビッグシップ) (米子市末広町294)

(2)受講料、受験料、登録料は、町が全額負担します。

(3)申込多数の場合、防災士不在の自治会申込を優先する場合があります。

■防災士とは:防災対策に必要な知識・技能、応急対策に必要な知識・技能を修得し、地域の防災リーダーとして防災対策を担う人材。災害時には、被災地の被害拡大を軽減するために救出救護、避難誘導等の共助、共同活動を行う。民間資格のため、特別の権利や義務は与えられない。

別紙

令和 年 月 日

北栄町長 様

自治会名 自治会
自治会長 印

令和7年度防災士養成研修受講者推薦書

防災士養成研修の受講者に下記の者を推薦します。

記

住 所	北栄町		
氏 名		生年月日	年 月 日

同意書

私は、私が所属する自治会・自主防災組織の防災活動の推進役になることを目的に、防災士資格取得をめざし、鳥取県が主催する防災士資格取得研修会の受講並びに資格取得試験に受験することに同意します。

氏名 _____ 印

※自署する場合は押印不要

◆問い合わせ先 総務課情報防災室 電話 37-5862 (室直通)

令和7年度防災士養成研修受講申込書

_____年 ____月 ____日

鳥取県危機管理部消防防災課長 様

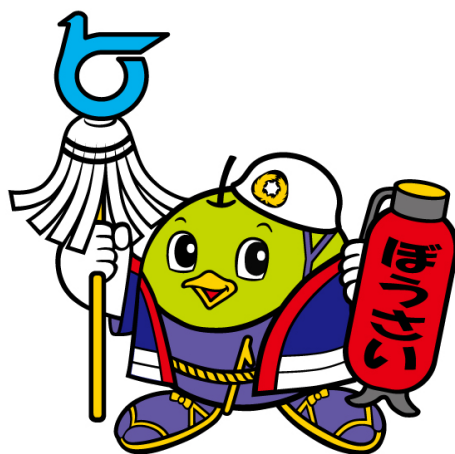
私は、募集要項の内容を確認し、令和7年度鳥取県防災士養成研修の受講を申し込みます。

(フリガナ)		生年月日	年 月 日
氏名		性別	男・女・回答しない
住所 (自宅)	(〒 _____)		
携帯電話番号		※左記以外で 昼間に連絡の 取れる電話番号	(勤務先・自宅・その他)
メールアドレス	※気象警報等による研修の中止等の連絡に使用しますので、有効なメールアドレスを記載してください。 ※鳥取県防災士ネットワークに加入していただき、防災士研修等の情報発信に使用させていただきます。		
受講会場 (□に✓)	<input type="checkbox"/> 東部会場 令和7年10月11日(土)～12日(日) <input type="checkbox"/> 西部会場 令和7年12月13日(土)～14日(日)		
会場変更 の可否	<input type="checkbox"/> 上記の会場以外の会場では受講しない。 <input type="checkbox"/> 受講会場を変更してもよい。 <small>※市町村等の推薦者を優先的に受講決定する予定ですが、市町村等の推薦者のみで定員に達した場合は、受講会場の変更をお願いすることがあります。</small>		
救急救命講習 修了証等の 有無	有	講習実施機関名 _____ 講習・資格名 _____ 発行日 _____年 ____月 ____日 有効期限 _____年 ____月 ____日	
	無	受講予定の講習(講習実施機関 _____ 受講予定日 _____) 受講予定なし	
	受講希望	<input type="checkbox"/> 東部会場 令和7年 8月23日(土) 午後1時30分～4時30分 (第1希望 ・ 第2希望) <input type="checkbox"/> 東部会場 令和7年11月24日(月) 午後1時30分～4時30分 (第1希望 ・ 第2希望) <input type="checkbox"/> 西部会場 令和7年 8月30日(土) 午前9時～正午 (第1希望 ・ 第2希望) <input type="checkbox"/> 西部会場 令和7年10月18日(土) 午前9時～正午 (第1希望 ・ 第2希望) <small>※第2希望まで記入してください。 ※各会場の定員は20名ですが、希望者多数の場合は先着順となります。 諸事情により開催日時が変更になる場合もあります。 救命救急講習の受講決定は、防災士養成研修受講決定と併せて通知します。 ※各会場とも、講習開始10分前までに着席してください。</small>	
備考	(研修会場で配慮が必要な事項について、記載してください。)		

令和7年度

鳥取県防災士養成研修

受講者募集要項



鳥取県危機管理部消防防災課

はじめに

一 防災士とは

防災士とは、「自助」、「共助」、「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」と略）が認証した人です。

防災士の基本理念

- ①自助 自分の命は自分で守る。
- ②共助 地域、職場で助け合い、被害拡大を防ぐ。
- ③協働 市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する。

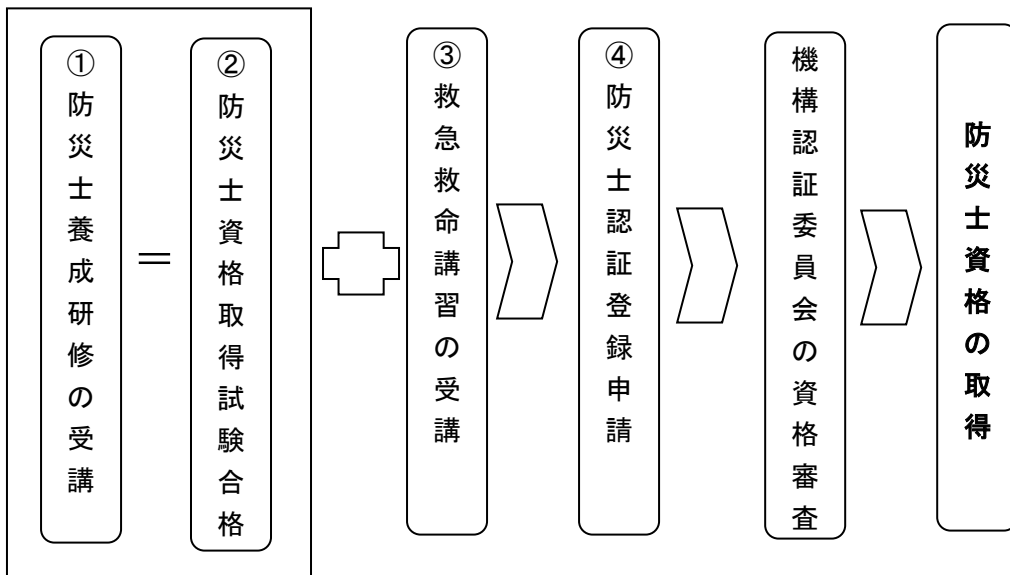
二 「防災士」の資格認証

防災士資格を取得するためには、下記の3要件を満たす必要があります。

- (1) 機構の認証した研修機関が実施する「防災士養成研修」を受講し、全課程を修了すること
- (2) 機構が実施する「防災士資格取得試験（以下「試験」と略）を受験して合格すること
- (3) 全国の消防機関、日本赤十字社等が実施する「救急救命講習」（心肺蘇生法やAEDを含む3時間以上）を受講して修了証、受講証等（以下「修了証等」と略）を取得すること。

※修了証は、防災士認証登録申請時において、5年以内に発行された修了証等であって、発行機関が定めた有効期限内のもののみが有効です。機構が承認している主な「救急救命講習」は、機構のホームページでご確認ください。

三 防災士になるまでの流れ



1 研修の目的

この研修は、日頃から防災について十分な意識と一定の知識・技能を持ち、地域の防災リーダーとして「地域の防災力」を向上させるために、中心となって活動し、住民、自主防災組織、ボランティア、公的機関等のネットワークのつなぎ手として活躍できる「防災士」を養成することを目的として実施します。

2 日程・会場

区分	開催日	会場
東部	令和7年10月11日(土)・12日(日)	とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館） （鳥取市尚徳町101番地5）
西部	令和7年12月13日(土)・14日(日)	米子コンベンションセンター（ビッグシップ） （米子市末広町294）

- 3 募集定員 東部会場 105名（予定） 申込者多数の場合は、先着順
西部会場 78名（予定） 申込者多数の場合は、先着順

※各会場の定員数を超えたときは、各申込者に受験会場の変更をお願いする場合がありますので、予めご了解ください。

4 受講対象者

鳥取県内に在住、または、鳥取県内の事業所・学校等に勤務・在学されている方で、次の3つの要件を満たされる方を受講対象者とします。

- （1）防災士教本2025年度版（以下「教本」と略）をすべて学習したうえで、2日間の全講義を受講し、履修確認レポート（以下「レポート」と略）を提出できる方
※レポートは防災士養成研修初日開講までに提出していただきます。
- （2）研修終了後、市町村や地域の自主防災組織と連携して防災活動に取り組んでいただけの方。
- （3）防災士資格取得試験への合格後、今年度中に登録申請をしていただける方。

5 受講費用

区分	金額	備考
防災士教本代(2025年度版)	4,000円	全員
受講料	7,000円	特例により受講及び試験を 免除される方は不要
防災士資格取得試験受験料	3,000円	
合計	14,000円	

※試験に合格された方は、防災士認証登録申請書を提出するとき、登録料として、別途、5,000円を納付していただきます。

6 研修の内容

(1) 集合研修

【東部会場】

1日目

受付	8:50~9:10	受講番号、氏名等の確認・履修レポート提出	
オリエンテーション	9:10~9:20		
時間		講 目	担当講師
1時限	9:20~10:20	行政の災害対策と危機管理	鳥取県危機管理部
2時限	10:30~11:30	風水害・土砂災害等への備え	鳥取大学工学部 特任教授 裕見 吉晴 氏
3時限	11:40~12:40	被害想定・ハザードマップ	
昼休憩	12:40~13:40		
4時限	13:40~14:40	災害関連情報と予報・警報	鳥取地方気象台
5時限	14:50~15:50	土砂災害	鳥取大学工学部 准教授 中村 公一 氏
6時限	16:00~17:00	防災士に期待される活動	日本防災士会鳥取県支部理事 原 和正 氏
事務連絡	17:10~17:20		

2日目

受付	9:00~9:20	受講番号、氏名等の確認	
時間		講 目	担当講師
1時限	9:20~10:20	地震・津波による災害	鳥取大学工学部 教授 香川 敬生 氏
2時限	10:30~11:30	地震・津波への備え	
昼休憩	11:30~12:30		
3時限	12:30~13:30	災害ボランティア活動	日野ボランティア・ネットワーク代表 山下 弘彦 氏
4時限	13:40~14:40	自主防災活動と地区防災計画	日本技術士会中国本部 鳥取県支部長 伊藤 徹 氏
5時限	14:50~15:50	地域防災と多様性への配慮	日本技術士会中国本部 鳥取県支部 西村 悟之 氏
6時限	16:00~17:00	防災士が行う各種訓練	
	17:10~18:10	防災士資格取得試験	日本防災士機構

※上記カリキュラムは実施例です。災害の発生等により、講義内容、開始・終了時間等が変更になることがあります。

【西部会場】

1日目

受付	8:50~9:10	受講番号、氏名等の確認・履修レポート提出	
オリエンテーション	9:10~9:20		
時間		講 目	担当講師
1時限	9:20~10:20	行政の災害対策と危機管理	鳥取県危機管理部
2時限	10:30~11:30	風水害・土砂災害等への備え	鳥取大学工学部 特任教授 裕見 吉晴 氏
3時限	11:40~12:40	被害想定・ハザードマップ	
昼休憩	12:40~13:40		
4時限	13:40~14:40	災害関連情報と予報・警報	鳥取地方気象台
5時限	14:50~15:50	土砂災害	鳥取大学工学部 准教授 中村 公一 氏
6時限	16:00~17:00	地震・津波による災害	鳥取大学工学部 教授 香川 敬生 氏
7時限	17:10~18:10	地震・津波への備え	
事務連絡	18:10~18:20		

2日目

受付	9:00~9:20	受講番号、氏名等の確認	
時間		講 目	担当講師
1時限	9:20~10:20	防災士に期待される活動	日本防災士会鳥取県支部理事 原 和正 氏
2時限	10:30~11:30	災害ボランティア活動	日野ボランティア・ネットワーク代表 山下 弘彦 氏
昼休憩	11:30~12:30		
3時限	12:30~13:30	自主防災活動と地区防災計画	日本技術士会中国本部 鳥取県支部長 伊藤 徹 氏
4時限	13:40~14:40	地域防災と多様性への配慮	日本技術士会中国本部 鳥取県支部 西村 悟之 氏
5時限	14:50~15:50	防災士が行う各種訓練	
	16:00~17:00	防災士資格取得試験	日本防災士機構

※上記カリキュラムは実施例です。災害の発生等により、講義内容、開始・終了時間等が変更になることがあります。

(2) 履修確認レポートによる補講

機構が作成した教本25講目のうち、(1)の集合研修で履修しない13講目については、受講者で自習していただく必要があります。

受講者には、教本と併せてレポートをお送りしますので、教本を学習した後に、レポートを作成し、研修日1日目の講義開始前までに提出してください。

7 申込方法

受講申込書（以下「申込書」と略）を、お住まいのある市町村役場、又は在学している学校等に、市町村役場等が指定する日までに、提出してください。

8 受講決定

受講者の決定は、鳥取県（以下「県」と略）から各市町村役場、学校を經由して各受講申込者に受講決定通知書を郵送してお知らせします。

受講決定通知を郵送した市町村、学校、受講申込者には、納付書をお送りしますので、定められた期日までに、金融機関等で納付してください。

入金確認後に、県から各市町村、学校を經由して、教本及びレポートをお送りします。

履修確認レポートの作成・提出

レポートは、研修実施機関が集合研修の講目でない13講目について、受講者の学習の状況について確認させていただく重要な資料です。

レポートの提出がないときは、防災士養成研修の修了が認められず、防災士資格取得試験の資格も認められませんので、必ず、研修日1日目の受付時までに提出してください。

なお、レポートが提出されなかったことにより、研修の修了が認められなくなった場合でも、受講費用は返金いたしません。

9 防災士資格取得試験

- (1) 研修2日目の講義終了後、研修会場で機構が派遣する試験監により試験が実施されます。（50分間、マークシート方式3択）
- (2) 試験を受験するためには、県が定めたレポートを作成して研修1日目の受付時までに提出したうえで、2日間の研修のすべての講目を受講していただく必要があります。
- (3) 試験問題は防災士教本25講目の内容から30問が出題されます。
- (4) 出題数30問中24問以上（正答率80%以上）の正解で合格となります。
- (5) 合否通知は、原則として受験者本人及び研修機関宛に郵便にて通知されます。実施日から3週間以内を目処に郵便により発送されます。
- (6) 不合格者は、再受験をすることができます（再受験料は無料）。

10 その他留意事項

- (1) 研修当日、開催地に気象警報が発表されている場合等、やむを得ず、研修を中止する場合があります。この場合、受講申込み時にお支払いいただいた受講費用のうち、受講料及び防災士資格取得試験受験料は返金いたしますが、防災士教本代については、返金はしません。
- (2) 研修を中止する場合の連絡は、基本的に受講申請書に記載された電子メールアドレスに、午前7時頃を目途に連絡します。また、消防防災課のホームページにも掲載します。

- (3) 予備会場については、日程調整、会場手配等が整った場合のみ設定します。この場合の連絡も電子メール及び消防防災課のホームページで行います。
- (4) 自己都合により、研修を欠席された場合は、**防災士教本代、受講料及び防災士資格取得試験受験料のいずれも、返金しません**ので、予めご了承ください。(東部会場で受講決定された方に限り、西部会場の定員に余裕がある場合は、西部会場の研修を受講できることがあります。)

11 救急救命講習

防災士の資格取得のためには、普通救命講習等の救急救命講習の修了証等が必要となることから、救急救命講習を受講していない方は、認証登録手続きまでに、お近くの消防局・消防署において普通救急救命講習を受講してください。

- (1) 防災士資格認定登録申請の認定対象となる救急救命講習
 - ・消防署 : 普通救命講習 I または II、上級救命講習、応急手当普及員講習
 - ・日本赤十字社 : 救急法基礎講習 (赤十字ベーシックライフサポーター認定証交付)

※このほか、機構が防災士認証要件として認めている主な救急救命講習等一欄については機構のホームページ (<https://bousaisi.jp/license/>) に掲載されています。

- (2) 講習の日程、受講申込みの手続きは、各消防局・消防署で確認してください。受講費用は、受講者本人の負担となります。

- 鳥取県東部広域行政管理組合消防局のホームページ
<https://www.east.tottori.tottori.jp/shoubou/>
- 鳥取中部ふるさと広域連合消防局のホームページ
<https://www.chubu-furusato-tottori.jp/shobo>
- 鳥取県西部広域行政管理組合消防局のホームページ
<https://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/>

※防災士資格取得試験合格者等を対象とした救命救急講習会を4回実施する予定です。詳細は、受講決定通知送付時にお知らせします。

12 防災士認証登録の手続き

- (1) 試験に合格された方には、県から市町村を經由して、または、直接本人に防災士認証登録の申請 (以下「認証申請」) について、ご案内します。
- (2) 認証申請には、機構が定めた認証登録申請書 (以下「申請書」と略) の提出と登録料5,000円の納付が必要となります。県が実施した防災士要請研修の受講者は、県が機構に一括して登録料を納付したうえで、認証申請を行いますので、県が作成した納付書により、指定期日までに、最寄りの金融機関等で登録料を納付し、納付書の写しを添付して市町村役場または直接県に申請書を提出してください。
- (3) 機構に防災士認証登録された方には、機構から直接、防災士認証状 (A4版縦型賞状様式) と防災士証 (プラスチックカード製顔写真入り縦型名刺型様式) が交付され、機構は認証者の氏名及び住所等の所定事項を防災士登録台帳に記載し、管理されます。
- (4) 申請書を提出してから防災士認証状等が届くまでの期間は、約2か月です。

13 防災士資格取得に係る特例

機構は、警察官、消防吏員、消防団員及び日本赤十字社救急法救急員（指導員を含む）に限定して、防災士資格取得にかかる要件に特例を設けています。

(1) 自衛官（予備自衛官、即応自衛官を含む。）

ア 3尉以上の階級者（退職者を含む。）

「防災士養成研修の履修」及び「防災士資格取得試験に合格すること」の2要件が免除され、「防災士教本（申請年度版）を購入して学習すること」及び「救急救命講習の修了証（写）を提出すること」が特例申請の2要件です。

イ 3曹以上・准尉以下の階級者（退職者を含む。）

「防災士養成研修を受講し、研修履修したことの認定を受けること」の要件を免除し、「防災士教本（申請年度版）を取得して学習すること」、「防災士資格取得試験に合格すること」及び「救急救命講習の修了証（写）を提出すること」が特例申請の3要件です。

(2) 警察官

ア 警部補以上の階級者（退職者を含む）

「防災士養成研修の履修」及び「防災士資格取得試験に合格すること」の2要件が免除され、「防災士教本（申請年度版）を購入して学習すること」及び「救急救命講習の修了証（写）を提出すること」が特例申請の2要件です。

イ 巡査部長以上の階級者（退職者を含む）

「防災士養成研修の履修」の要件が免除され、「防災士教本（申請年度版）を購入して学習すること」、「防災士資格取得試験に合格すること」及び「救急救命講習の修了証（写）を提出すること」が特例申請の3要件です。

(3) 消防吏員

ア 消防士長以上の階級者（退職者を含む）

「防災士養成研修の履修」、「防災士資格取得試験に合格すること」及び「救急救命講習の修了証（写）を提出すること」の3要件が免除され、「防災士教本（申請年度版）を購入して学習すること」が特例申請の要件です。

イ 消防副士長及び消防士の階級者（退職者を含む）

「防災士養成研修の履修」及び「救急救命講習の修了証（写）を提出すること」の2要件が免除され、「防災士教本（申請年度版）を購入して学習すること」及び「防災士資格取得試験に合格すること」が特例申請の2要件です。

(4) 消防団員（分団長以上の幹部限定）

消防団員として分団長以上の階級者（退職者を含む）は、「防災士養成研修の履修」、「防災士資格取得試験に合格すること」及び「救急救命講習の修了証（写）を提出すること」の3要件が免除され、「防災士教本（申請年度版）を購入して学習すること」が特例申請の要件です。

(5) 日本赤十字社救急法救急員（指導員を含む）に係る特例

日本赤十字社が全国各支部等で実施している「赤十字救急法救急員講習」を受講して認定証を取得された方は、日本防災士機構が指定した研修機関に各自にて特例研修申請を行い受理された場合、各自が指定研修機関から防災士教本（申請年度版）を購入して学習の上、日本防災士機構が指定した特例研修（特定教科6講目6時間以上）を受講して、その上で、防災士資格取得試験に合格することが特例申請の要件です。

14 個人情報の取扱い

県は、申込書及び申請書に記載された氏名、住所等の個人情報を防災士養成研修、防災士資格取得試験及び防災士認証登録申請、救急救命講習、県が主催する防災士スキルアップ研修をはじめとする防災研修、防災士ネットワークについてのご案内、防災イベント等の御案内、防災パンフレット等の配布等にのみ使用いたします。

また、機構の個人情報の取扱いは、次項のとおりです。

個人情報の取扱いについて

日本防災士機構における個人情報の取扱いは、以下の通りとさせていただきますので、防災士資格取得の際には、以下の内容をよくお読みいただき、その内容について予めご了解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、防災士資格取得（認証登録申請）をもって、この「個人情報取扱いについて」の内容にご同意いただいたものとさせていただきます。

- 1 当機構は、当機構が取扱う個人情報について適法かつ適正な方法で取得します。
- 2 当機構は、当機構が取扱う個人情報について事業遂行上必要な範囲を超えて利用することはありません。
- 3 当機構は、個人情報保護管理者を置き、個人情報の漏えい、滅失又はき損が生じることのないよう適切に管理します。
- 4 当機構は、ご本人から保有個人データについて開示、内容の訂正、追加若しくは削除、又は利用の停止等の申し出があったときは、法令に定める場合を除き速やかに対応します。
- 5 当機構は、国、地方公共団体又は特定非営利活動法人日本防災士会から要請があり、それが防災士制度の目的に適うと認められる場合、保有個人データを提供することがあります。
※国や地方公共団体から防災士に対して、地域の防災協力（任意）を求められる場合があります。
※上記の日本防災士会は、防災士有志により2004年に設立された全国組織です。
- 6 当機構は、個人情報の相談及び苦情の窓口を設置し、ご本人からの個人情報に関するお問い合わせや苦情に対して、適切かつ迅速に対応します。

認定特定非営利活動法人日本防災士機構

15 お問い合わせ先

鳥取県危機管理部消防防災課（担当）横山

（電話）0857-26-7118

（メール）shoubou@pref.tottori.lg.jp

※受講の推薦に関するお問い合わせは、お住まいの市町村担当課へご相談ください。

北栄町情報配信アプリについて

令和7年4月1日から「北栄町情報配信アプリ」の運用を開始しました。

これまで各家庭の放送機でしか聴くことのできなかった町からの放送・自治会の放送を外出先でも確認することができるようになりました。

※ご自宅の放送機からもこれまで通り放送は流れます

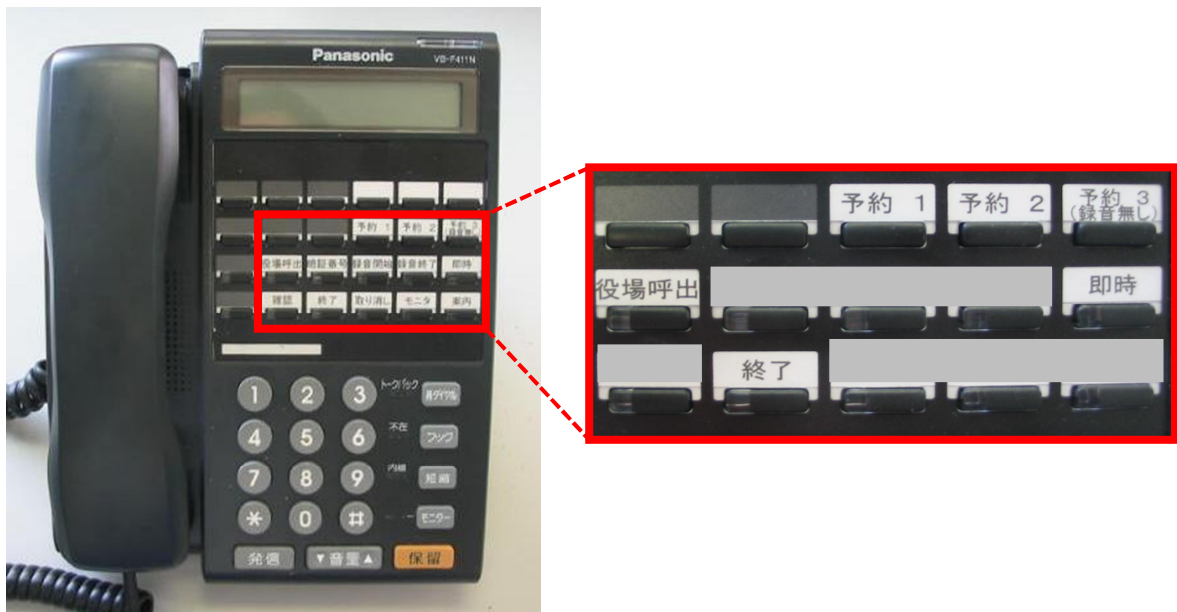
その他にも町ホームページ・健康診断予約ページへのアクセス、「広報ほくえい」・「議会だより」・毎月の配布物の閲覧など簡単操作でアプリ内で確認できます。

<自治会放送について>

公民館に設置してある自治会放送設備の操作方法については変更はありません。

【予約1】【予約2】で放送予約をした場合、これまでの各家庭の放送機への録音に加えて、アプリへ配信されるようになります。

【予約3（録音無し）】で放送を予約した場合はアプリへも配信されません。



<JA 北条支所からの放送について>

JA 北条支所からの放送はアプリには配信されません。

これまで同様、各家庭の放送機からは流れます。

情報配信アプリ



自治会放送が聴ける！



これまで各家庭の放送機でしか聴けなかった町からの放送・お住まいの自治会からの放送を外出先でも確認することができます。

『広報ほくえい』や『議会だより』も簡単操作で確認できる！



毎月の配布物やごみ収集日程表も簡単操作でアプリ内で確認できます。

町ホームページへも簡単アクセス！



ホームページや健康診断予約ページへのアクセスも簡単にできます。

▶ アプリをダウンロードするには

GooglePlayやAppStoreで「ライブビジョン」とキーワード検索し、ダウンロードしてください。右のQRコードを読み取ると便利です。

※ダウンロードは無料です。本アプリのダウンロードおよびご利用には別途通信料がかかります。利用者様のご負担となります。環境や機器によって、一部または全部の機能がご利用いただけない場合がございます。



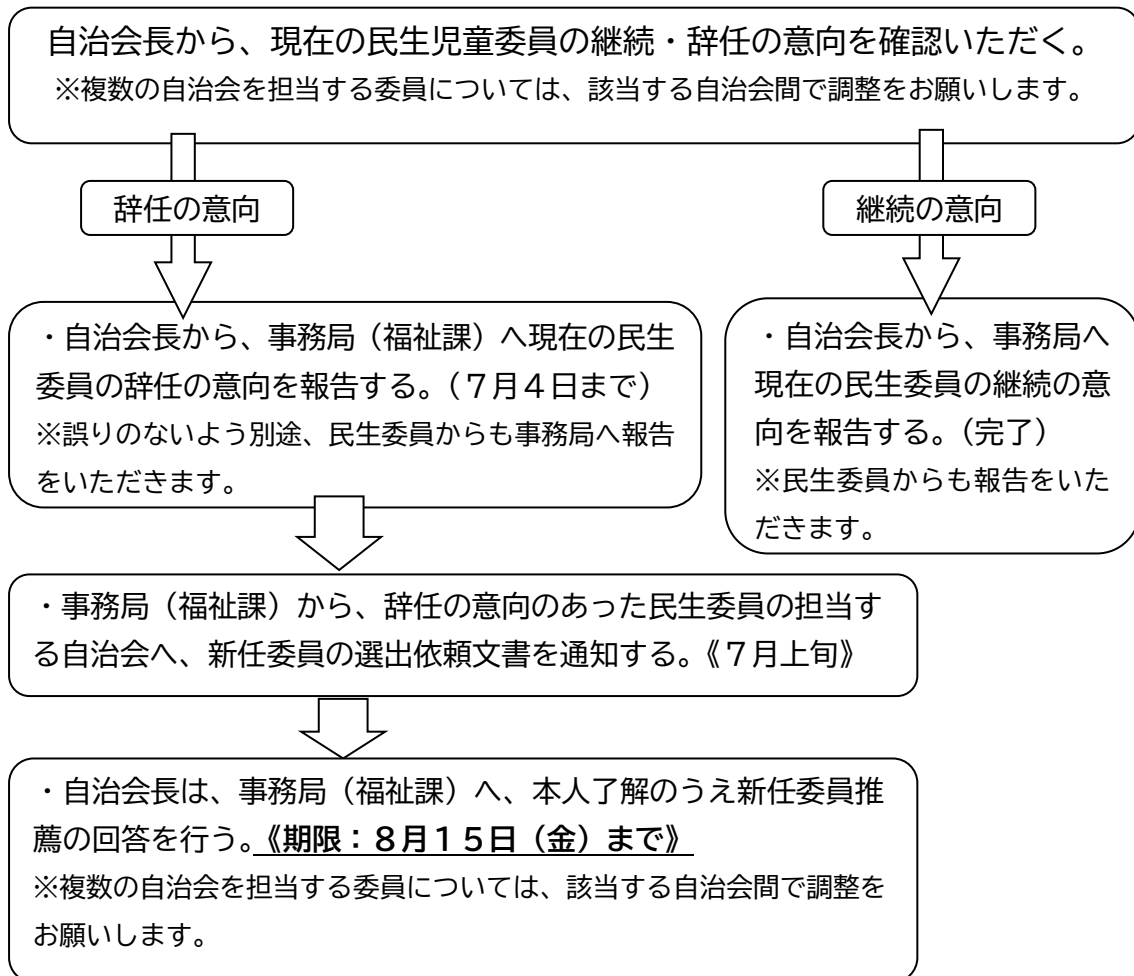
登録方法はとても簡単！
詳しくは裏面を確認してね！



民生児童委員の一斉改選について

民生児童委員の任期は3年間で、現在の委員は令和7年11月末で任期が終了し、一斉改選となります。下記の流れにより委員の継続・辞任の意向をご確認いただき、辞任の意向がある場合は、新任委員の選出をお願いします。
 (事務局としては、1期目、2期目の委員はもちろん、現在の委員には出来る限り再任をお願いする方針です。)

【改選の流れ】



【決定までの流れ】

- ・北栄町民生児童委員推薦会（9月）
- ・県、国の審査（9月～11月）
- ・委嘱状交付（12月）

(担当)福祉課 福祉支援室 菱井
 電話:37-5852

1. 民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、福祉に関するボランティアとして活動を行っています。民生委員は児童福祉法によって、児童委員を兼ねることとされ、児童福祉の推進にも重要な役割を担っています。

民生委員・児童委員の職務は、地域住民の生活状態の把握、相談、助言、援助を行うとともに、福祉関係機関や施設などに対する協力等を行っています。また、児童に関する問題を専門に担当する主任児童委員が活動しています。

2. 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、地域住民の要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らし高齢者や障がい者等の訪問・相談など、住民が安心して暮らすことができるよう、各々の地域の実状に応じて活動を行なっています。

【北栄町民生委員・児童委員の主な活動内容】

- 地域で受けた相談を役場等へつなぐ
- 地域での見守り活動
- 定例会（月1回）
- 各種研修への参加
- 部会活動への参加（総務部会、福祉部会、社会部会、児童部会）
- その他
 - ・災害時要援護者等福祉マップの作成
 - ・通学路等危険箇所報告書の作成 など

3. 任期

3年間（令和7年12月1日～令和10年11月30日）

4. 活動費ほか

44,000円／年（電話代・交通費など）

※この他に県からの活動費の支給や、活動保険の加入など、民生委員の日々の活動を支える各種制度があります。

〈民生児童委員との連携について〉

地域で活動する民生児童委員には、自治会との連携が不可欠です。特に、複数の地域を受け持つ民生児童委員は、自分の住んでいない地域の情報が入りづらくなりますので、住民の動きや困りごとなど、地域の情報に関する相互の連携をお願いします。

令和7年4月23日

自治会長 各位

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

令和7年度敬老行事補助金について

令和7年度において、敬老行事を実施される自治会に対し、下記のとおり補助金の交付を行います。

敬老行事の実施を計画している自治会は、開催予定日の2週間前までに実施計画書・申請書をご提出ください。

記

1 交付基準額

満75歳になる学年の者（昭和26年4月1日以前に生まれた方）で、敬老行事開催予定日の2週間前に住民登録のある人数×1,000円

2 提出書類

【実施前】（開催予定日の2週間前までに）

○令和7年度敬老行事補助金交付申請書兼実施計画書

※添付書類：対象者名簿（申請書裏面、または各自治会で作成した様式）

*名簿には年齢または生年月日のいずれかの記載が必要です。

*対象者は住民基本台帳の閲覧にてご確認ください。

閲覧は自治会長、または委任を受けた副自治会長のみ閲覧できます。

（町民課の窓口にて手続きが必要です。）

【実施後】（開催後1か月以内に）

○令和7年度敬老行事実施報告書兼補助金交付請求書

*交付決定時に同封してお送りします。

3 注意事項

現金や商品券等の金券類は補助の対象になりませんので、記念品等を購入される際にはお気をつけください。

担当：福祉課介護保険室

電話：37-5875 FAX：37-5339 Eメール：fukushi-kaigo@e-hokuei.net

令和7年度敬老行事補助金交付申請書兼実施計画書

令和 年 月 日

北栄町長 様

自治会名 _____ 自治会

住 所 北栄町

自治会長 _____ (印)

電話番号 _____

令和7年度敬老行事補助金を受けたいので、北栄町補助金等交付規則第5条の規定により下記実施計画を添えて申請します。

補助金申請額 _____ 円

記

1 実施計画

(1) 実施日時 令和 年 月 日 曜日
開始 午前・午後 時 分
終了 午前・午後 時 分

(2) 会 場（敬老行事を開催する会場）

(3) 参加予定人数 75歳以上の方 _____人（敬老行事交付金対象者）
*記念品配布のみの方も含む

(4) 内 容（実施予定のものにレ点を付けてください。）*プログラムの添付でも可。

- 式典 会食 演奏（内容： _____） 踊り（内容： _____）
歌（内容： _____） 講話（内容： _____）
手品（内容： _____） ゲーム（内容： _____）
記念品（※1）配布（内容： _____）
その他（内容： _____）

※1 現金や商品券等の金券類は補助の対象になりません。

2 添付書類 敬老会対象者名簿

_____自治会 敬老会対象者名簿

番号	氏名	年齢	番号	氏名	年齢
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

※申請時点の年齢をご記入ください。

令和7年4月23日

自治会長 各位

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

金婚表彰対象者の調査及び報告について（お願い）

本町では、今年度も敬老事業の一環として、米寿・金婚対象者の方に祝詞及び記念品の贈呈を実施いたします。

米寿表彰については、生年月日で対象者が確定することから、町において対象者の把握ができますが、金婚（結婚50周年）表彰については、婚姻届や事実婚など、個々の事情により「結婚の日」の確定が不明確であり、町で把握することが困難となっています。

つきましては、自治会長から報告のあった方に対して祝詞及び記念品の贈呈を行いますので、金婚表彰の対象になる方について各自治会において周知していただき、取りまとめをお願いいたします。（裏面は放送文の参考です）

記

1 金婚（結婚50周年）表彰対象者

昭和50年1月1日から昭和50年12月31日の間に結婚された方

2 報告期限等

令和7年6月27日(金)までに北栄町役場福祉課、または北条支所総合窓口室に別紙を提出してください。

なお、該当がない場合も、その旨ご報告ください。

また、表彰状作成等に相当の期間を要するため、期限内にご報告くださいますようご協力をお願いいたします。

※祝詞等は9月下旬以降に対象者へ贈呈いたします。

担当：福祉課 介護保険室
電話：37-5875 ファクシミリ：37-5339
Eメール：fukushi-kaigo@e-hokuei.net

放送文（案） （自治会用）

北栄町では今年結婚50周年の金婚を迎えられるご夫婦及び満88歳を迎えられる方に祝詞と記念品を贈呈します。

このうち、結婚50周年を迎えられる方の調査を行っていますので、昭和50年に結婚された方は●月●日までに自治会長まで連絡してください。

連絡がありませんと対象になりませんので、ご注意ください。

なお、祝詞と記念品は9月下旬以降に役場から対象者に直接贈呈されます。

(別紙)

令和7年度 金婚表彰対象者 報告書

【自治会】

住 所	氏 名	結婚の年

- ※ 今年の1月1日から12月31日の間に、金婚：結婚満50年（昭和50年に結婚）になるご夫婦です。
- ※ 取りまとめのうえ、令和7年6月27日（金）までに大栄庁舎福祉課、または北条支所総合窓口
に提出をお願いします。
- ※ 該当者がいない場合も福祉課にその旨ご報告ください。
- ※ 祝詞配布は9月に各家庭を訪問して行う予定です。

第2025-168-0
令和7年4月23日

自治会長 様

日本赤十字社鳥取県支部
北栄町分区長 手嶋 俊樹（公印省略）

令和6年度北栄町赤十字寄付（自治会依頼分）のお礼並びに
令和7年度「赤十字会員増強運動」に伴う寄付のお願いについて（依頼）

平素、赤十字事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

毎年5月の「赤十字運動月間」における寄付に際しましては、各自治会より格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、昨年度は自治会総額2,050,335円の寄付が集まり、全額日本赤十字社を通じ日赤活動に役立てさせていただきました。

心温まるご協力、本当にありがとうございました。

さて、本年も5月の「赤十字運動月間」に併せまして、「赤十字会員増強運動」を実施します。引き続き、日赤会員の拡大と寄付募集に各自治会の格別のご協力を賜りたいと存じます。赤十字事業の一層の拡充強化が必要とされていることを改めてご理解のうえ、運動へのご協力をどうぞよろしく願いいたします。

記

- 1 令和7年度日赤鳥取県支部北栄町分区寄付目標額
自治会目標額 2,443,000円（別紙目標額一覧表参照）
- 2 納入期限
令和7年5月22日（木）まで
- 3 納入方法（次のいずれかで納入をお願いします）
 - （1）口座振込・・・鳥取中央農業協同組合大栄支所 普通 0010196
（口座名）日本赤十字社 北栄町分区分区長 手嶋 俊樹
※振込手数料はかかりません。口座振込のご協力をお願いします。
また、領収書の関係上、振込後ご連絡ください。
 - （2）現金・・・（納入先）・北栄町役場大栄庁舎福祉課、北条支所総合窓口室
・北栄町社会福祉協議会（瀬戸）
※添付の封筒をご活用ください。

担 当 福祉課福祉支援室 谷本
電 話：37-5852 / FAX：37-5339

(別紙) 令和7年度 日赤北栄町分区寄付 目標額一覧表

北条地区	世帯数	日赤寄付目標額 (1世帯500円)	備考 (全戸配布同封物)
江北	169	84,500	
江北浜	68	34,000	各戸通知文①
東新田場	59	29,500	
西新田場	41	20,500	
国坂	51	25,500	個人封筒 各戸通知文②
国坂浜	100	50,000	個人封筒 各戸通知文②
大野	80	40,000	
田井	142	71,000	
土下	97	48,500	個人封筒
米里	80	40,000	
北条島	74	37,000	個人封筒
北尾	60	30,000	個人封筒
弓原	95	47,500	個人封筒 各戸通知文②
弓原浜	48	24,000	個人封筒
駅前	40	20,000	
下神	120	60,000	
松神	110	55,000	各戸通知文①
曲	87	43,500	個人封筒
みどり一区	123	61,500	個人封筒 各戸通知文②
向山団地	24	12,000	
中央団地	80	40,000	
山西	12	6,000	
みどり西団地	170	85,000	個人封筒
小河原団地	25	12,500	
みどり南団地	135	67,500	個人封筒
国坂東	91	45,500	
さつきヶ丘団地	110	55,000	
みどり二区	121	60,500	
国坂中団地	46	23,000	
さくら団地	55	27,500	
合計	2,513	1,256,500	

大栄地区	世帯数	日赤寄付目標額 (1世帯500円)
西園	202	101,000
東園	105	52,500
東園浜	58	29,000
六尾	110	55,000
六尾北	31	15,500
瀬戸	110	55,000
原	93	46,500
大島	78	39,000
西穂波	14	7,000
穂波	23	11,500
亀谷	90	45,000
東亀谷	100	50,000
下種	42	21,000
上種	22	11,000
茶ヤ条	14	7,000
西高尾	31	15,500
東高尾	27	13,500
岩坪	17	8,500
高千穂	18	9,000
由良宿1区	210	105,000
由良宿2区	133	66,500
由良宿3区	110	55,000
由良宿4区	59	29,500
由良宿5区	53	26,500
由良宿6区	59	29,500
由良宿7区	45	22,500
緑ヶ丘団地	64	32,000
妻波	150	75,000
大谷	235	117,500
別所	24	12,000
比山	19	9,500
青木	12	6,000
二子塚団地	15	7,500
合計	2,373	1,186,500

※ 世帯数は、4月全戸配布世帯数で算定しています。

各戸通知文①（自治会一括払用）

第2025-168-0

令和7年4月23日

各 位

日本赤十字社鳥取県支部
北栄町分区長 手嶋 俊樹（公印省略）

令和7年度「赤十字会員増強運動」に伴う寄付について（依頼）

平素、赤十字事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、例年ご協力を頂いているところですが、本年も5月の「赤十字運動月間」に併せ、「赤十字会員増強運動」を実施いたしますので、寄付募集に格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、毎年5月の「赤十字運動月間」における寄付に際しましては、みなさまからの温かいご協力により、北栄町分区で総額2,050,335円の寄付が集まり、全額日本赤十字社を通じ日赤活動に役立てさせていただきました。

心温まるご協力、本当にありがとうございました。

ご承知のとおり、日本赤十字社は、赤十字の人道的使命に基づき、国内、国外を問わず活発な活動を展開し、支援を必要とする人々等に広く愛の手をさしのべているところです。赤十字事業の一層の拡充強化が必要とされていることを改めてご理解のうえ、運動へのご協力をお願いいたします。

記

1 お願いする金額

一世帯あたり500円以上を目標

（特別会員の年間会費は2,000円以上となっております。）

寄付については、すでに自治会を通じて納入していただいています。心温まるご協力、誠にありがとうございました。

この通知につきましては、「赤十字運動月間」にともなう、全町へのお願いとしてご案内いたしました。

赤十字事業につきまして、改めてご理解をいただきますよう、お願いいたします。

各戸通知文②（自治会個人封筒払用）

第2025-168-0

令和7年4月23日

各 位

日本赤十字社鳥取県支部
北栄町分区長 手嶋 俊樹（公印省略）

令和7年度「赤十字会員増強運動」に伴う寄付について（依頼）

平素、赤十字事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、例年ご協力を頂いているところですが、本年も5月の「赤十字運動月間」に併せ、「赤十字会員増強運動」を実施いたしますので、寄付募集に格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、毎年5月の「赤十字運動月間」における寄付に際しましては、みなさまからの温かいご協力により、北栄町分区で総額2,050,335円の寄付が集まり、全額日本赤十字社を通じ日赤活動に役立てさせていただきました。

心温まるご協力、本当にありがとうございました。

ご承知のとおり、日本赤十字社は、赤十字の人道的使命に基づき、国内、国外を問わず活発な活動を展開し、支援を必要とする人々等に広く愛の手をさしのべているところです。赤十字事業の一層の拡充強化が必要とされていることを改めてご理解のうえ、運動へのご協力をお願いいたします。

記

1 お願いする金額

一世帯あたり500円以上を目標

※同封の寄付袋に金額のご記入をお願いします。

（特別会員の年間会費は2,000円以上となっております。）

*納入場所及び期限

納入につきましては、例年どおり自治会長さんへ取りまとめのお願いをしております。

そちらのご案内にしたがって、納入をお願いいたします。

～ お気軽にご相談ください～

ふくしと健康の相談窓口

高齢・介護



高齢者の生活や介護、介護予防に関すること

介護サービスや生活支援サービスなどの相談に応じています。介護予防や認知症に関することについてもご相談ください。

★北栄町地域包括支援センター(福祉課内) ☎ 37-5850

障がい



障がいのある方の生活に関すること

障がい福祉サービスの紹介、就学・就労・生活上の悩み相談など、障がい福祉全般についてご相談ください。

★北栄町障がい者地域生活支援センター(福祉課内)

☎ 37-5851

生活困窮



就労・経済的困窮に関すること

働きたくても働けない、住むところがない、失業や負債等により経済的に困っているなど、生活の安定や就労などの相談に応じています。

★北栄町福祉課(自立相談支援機関)

☎ 37-5852

子ども



妊娠・出産・子育てに関すること

安心して子どもを産み、子育てができるよう、様々な相談に応じています。お子さんや保護者の方の健康、子育ての悩み、育児や生活のサポートなど、ご相談ください。

★北栄町子育て世代包括支援センター(ネウボラ)

(教育総務課内) ☎ 37-3224

健康



こころとからだの健康・栄養に関すること

健診結果の見方、運動・食事などの生活習慣、気分の落ち込みや不眠など、健康に関することは保健師・管理栄養士にご相談ください。

★北栄町健康推進課(健康づくり推進室)

☎ 37-5867

どこに相談したらよいかわからない相談はこちら

様々な問題が絡み合っている場合や、どこに相談してよいか分からない場合にも、お気軽にご相談ください。

北栄町福祉課(生活支援室)

北栄町由良宿423-1大栄庁舎内

☎ 37-5852

E-mail : fukushisoudan@e-hokuei.net



「ひきこもり」^{についての}相談窓口

ひきこもりとは

さまざまな要因で学校や仕事などに行けず、家族以外とほとんど交流がない状態のことを指します。

抱え込まずに相談を

ひきこもりの期間が長くなるほど、心身の不調や経済的な悩み、将来への不安が大きくなりがちです。

ひきこもりは、誰にでも起こりうることで、特別なことではありません。一人で抱え込まずにご相談ください。



相談は無料です。まずはお電話ください。

(必要に応じて、他の機関と連携してご相談に応じます)

相談窓口

北栄町福祉課 (生活支援室)

北栄町由良宿423-1 大栄庁舎内

☎ 37-5852

E-mail : fukushisoudan@e-hokuei.net

防災福祉マップ（支え愛マップ） の作成を補助します

① 災害時要支援者対策 促進事業

～初めてマップづくりを行う自治会向け～

防災福祉マップを作成し、ひとり暮らし高齢者、要介護者、障がい者などの支援の必要な方に対する避難支援の仕組みづくりを行う取組みに対して補助します。

- 防災福祉マップ（支え愛マップ）づくり
- 個別避難訓練の実施
- 平常時における見守り体制の構築
- 研修会・講演会の開催 など

- ・マップ作成時の消耗品
- ・避難支援のためのリヤカー、担架
- ・避難支援の研修会の経費 など

※支え愛マップは原則、新たに作成するものに限りません。

補助限度額：**5万円**

② 災害時要支援者対策 ステップアップ事業

～マップの見直しや更なる取組を行う自治会向け～

前年度までに①の補助を受けた自治会で更なる取組みを行う場合に補助します。

- 支え愛連絡会（地域の福祉課題の話し合い）の立ち上げ・運営
- 避難支援の課題解決のための取組み
 - ・災害時の障がい者等の個別避難支援
 - ・認知症徘徊模擬訓練 など

※支え愛連絡会の取組みは必ず行うことが必要です。

補助限度額：**10万円**

※補助金の活用を検討される場合は、県への締切りの都合上、12月末までにご相談ください。

防災福祉マップ（支え愛マップ）とは？

災害時に誰かの手助け・声かけを必要とする人、声かけができる人、避難場所などの情報を盛り込んだ地図のことです。皆で避難の仕方などを具体的に考えながら作成します。



「支え愛連絡会」で共有しよう！

- 災害時に支援の必要な人、気になる人について自治会内で情報を共有しましょう。
- 日頃からの見守りやいざという時の連絡方法、避難支援の方法などについて具体的に話合っておくことは、安全・安心につながります。
- 開催を検討したい自治会がありましたら、ぜひご連絡ください。

【お問い合わせ先】

北栄町福祉課
北栄町社会福祉協議会

電話 37-5850
電話 37-4522

令和7年度 健康づくり事業について

1 いきいき健康講座について

「いきいき健康講座」とは、町民がいきいきと笑顔あふれる日々を送るために、健康づくりを支援する学習会です。各自治会で健康について考える機会として、働き盛り世代を中心にこの講座を開催していただきますようお願いいたします。なお、5月に開催する健康推進員会(合同研修会)で健康推進員へ依頼し、自治会長と協議の上、健康推進課に申込していただくようにしていますので、健康推進員から協議等ありましたら、ご協力をお願いします。

特に過去2～3年健康講座を開催しておられない自治会は、ぜひ今年度は計画してくださいようお願いいたします。

- ◆期 間： 令和7年6月～12月
- ◆内 容 等： 下記一覧のとおり
- ◆申込〆切： 令和7年6月6日(金) その後も随時申し込み可能

【開催時期:6月～12月】

	テーマ	講師	内容	備考
1	動脈硬化を予防して 健康寿命をのばそう	医師 河本医院 河本知秀 氏	・講演	
2	お口の健康なくして 全身の健康はありえない ～お口は予防の最前線～	歯科医師 仲歯科医院 仲秀典 氏	・講演	
3	お薬との上手な付き合い方	薬剤師	・講演	
4	関節痛予防について	理学療法士 三朝温泉病院 山根隆治 氏	・講演 ・実技 (簡単な体操)	
5	骨粗しょう症を知って骨折予防	三朝温泉病院 リエゾンチーム (医師、保健師、 理学療法士のい ずれか)	・講演	
6	まちの保健室	鳥取看護大学 教員、学生	・各種測定 身体測定 骨密度・ 肌年齢等 ・ミニ講話	

【開催時期:6月～2月】

	テーマ	講師	内容	備考
7	眠れていますか？ ～十分な睡眠は心と体の栄養です～	健康推進課 保健師	・講演	・1時間程度 (希望により調整可) ・できるだけ平日
8	ヒートショックから身を守る			
9	知って得する！食習慣のコツ	健康推進課 栄養士		

※テーマ1～6については、開催可能回数に限りがあります。希望される自治会が多かった場合には、これまでの開催状況をふまえたうえで、ご希望にそえないことがありますのでご了承ください。

2 健診受診の呼びかけについて

5月中旬に、受ける事のできる健診の受診券を対象者全員に発送予定です。

受診券に同封する『健診の手引き』をよくご覧になり受診していただくようお願いします。

健診受診の呼びかけについては健康推進員へもお願いをしますが、自治会内で、『みんなで受ける健診』として声かけをお願いします。

例えば、各会議・会合や各種行事で声かけ、自治会だよりや行事の案内チラシに記載 等

今年度のセット健診について（変更点についてお知らせします）

1) 予約について

混雑を緩和するため WEB 予約を先行します。電話予約開始日の午前中は混み合います。つながらない場合は時間を空けておかけ直してください。

【予約方法】 ①WEBでの予約

予約開始：5月28日(水)

受付時間：24時間(5/28のみ8時30分開始)

予約先：<https://go.mrso.jp/313726/>



QRコード

②電話での予約

予約開始：5月30日(金)

受付時間：平日8時30分～17時15分

予約先：健康推進課 37-5867

【日程】 健診の手引き P6～7 をご覧ください。

※定員になり次第、申込を締め切りますので、ご了承ください。

※予約をされていない方は、当日受診できない場合もありますので
ご注意ください。

2) 大腸がん検診について

【集団健診の場合】事前に、WEB または電話でご予約ください。

予約者に、健診日の約1週間前に、検体容器を郵送します。

検体容器は、ご予約いただいた健診日に、健診会場で提出してください。

他の健診を医療機関や職場で受診されている場合、大腸がん検診のみ
家族等による代理受診も可能です。

【医療機関の場合】医療機関に直接予約をしてください。

検体容器の配布及び回収は医療機関で行います。

3) 乳がん検診について

対象者を変更します。

【R6年度まで】40歳以上の偶数歳の女性

【R7年度から】40歳以上の前年度未受診者の女性

4) 前立腺がん検診について

【R7年度から】医療機関でも受診も可能となります。医療機関受診をご希望の場合は、直接
予約をしてください。

自治会等が実施する除草作業等に対する費用助成

令和7年4月23日
地域整備課地域整備室

自治会などが除草作業を実施する場合において、作業に必要な燃料や機械のリース代を予算の範囲内で助成します。

(1) 実施対象範囲

町道又は認定外道路を対象とする。

※農道や田畑など特定個人の私益に資する作業や、他の補助金との重複は助成の対象外。

(2) 助成対象

刈払機・噴霧器などの機械のリース代、燃料費、除草剤

※刈払機のチップソーの購入は対象外。

(3) 申請書類及び手続

以下の流れにより手続きを処理します。

① 作業実施前の5日前までに「実施申請書」を提出してください。

位置図（住宅地図などに実施箇所や範囲が確認できるように着色したもの）、現況写真を添付して提出

② 実施承認通知書を通知します。

※作業着手（燃料及び除草剤などの購入）は、実施承認通知日以降としてください。

③ 作業実施後、5日以内に「完了報告書」を提出してください。

提出書類（写真：着手前・完了後・実施状況・購入材料の状況、リース代・燃料費の請求書の写し等）を添付して提出

④ 請求書

助成金額の確定後、請求書を提出してください。

※請求日は、記入しないでください。

振込先は、自治会登録口座とします。

※様式は別紙のとおり

町ホームページ



実 施 申 請 書

北栄町長 手嶋 俊樹 様

次のとおり実施したいので、申請します。

年 月 日

団 体 名 _____

代 表 者
住 所 _____

氏 名 _____

(押印省略可)

事 業 名	
事 業 場 所	北栄町
実 施 予 定 年 月 日	年 月 日

○添付書類

- ・位置（箇所）図
- ・現況写真

※申請は、作業実施前の5日前に提出してください。

完了報告書

北栄町長 手嶋 俊樹 様

次のとおり完了しましたので、報告します。

年 月 日

団 体 名 _____

代 表 者
住 所 _____

氏 名 _____

(押印省略可)

事 業 名	
事 業 場 所	北栄町
実 施 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

○添付書類

- ・位置（箇所）図・・・申請内容に変更ない場合は省略可能とする。
- ・写真（着手前、完了後、作業状況等）

※報告は、作業実施後、5日以内に提出してください。

請 求 書

金 _____ 円

次のとおり、除草作業に係る燃料費等を請求します。

年 月 日

北栄町長 手嶋 俊樹 様

団 体 名 _____

代 表 者
住 所 _____

氏 名 _____

事 業 名	
事 業 場 所	北栄町
完了年月日	年 月 日

※自治会登録口座に振り込んでください。

地域整備課
担当課確認欄

オオキンケイギクの駆除について



**この植物を植えたり、
拡げたりすることは、
禁止されています。**



オオキンケイギクとは

オオキンケイギクはキク科の植物で、原産地が北アメリカです。

非常に強健な性質であることや、5月から7月にかけて黄色く鮮やかな花をつけることから、かつては道路の法面などに植栽されていました。

しかし、あまりにも繁殖力が強く、一度定着すると在来の野草を駆逐し、周りの景観を一変させてしまうため、平成18年2月に外来生物法による『特定外来生物』に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つなどの行為が禁止されています。

オオキンケイギクの駆除の仕方

オオキンケイギクを見つけた場合、生えている土地の所有者・管理者に駆除してもらおうようお願いしてください。

オオキンケイギクは、生きたまま移動させたり、保管したりすることが外来生物法で禁じられていますので、根から引き抜き、あるいは草刈機などで刈り取り、ごみ袋に入れて、完全に枯れたのを確認してから可燃ゴミの日に出してください。ただし、結実後の駆除は種子を拡散させるおそれがあるので、なるべく結実前に駆除してください。

人体に悪影響を与えるような毒性はありませんが、駆除する際には手袋を装着するなどしてケガをしないようご注意ください。

野良猫のトラブルでお困りの方

野良猫のために何かしたい方

野良猫をめぐる地域の問題を解決するために地域の皆さんでいっしょに考えてみませんか



野良猫の管理をせず、放置すると…

不妊去勢の手術をせずに、不適切なエサやりをすると、野良猫の数が増え、ふん尿の臭いや鳴き声、抜け毛、エサの食べ残しなどにより、地域の生活環境が悪化していきます。庭や花壇を荒らす、車を傷つけるなどの被害にあう方もいます。



地域の問題として皆さんで取り組むことが解決への近道です

人によって猫に対する考え方は様々ですが、「野良猫を減らしたい」という思いは共通なものではないでしょうか。野良猫をめぐる問題は、個人の力で解決することが難しく、地域の皆さんでいっしょに考え対策することが重要です。誰かに責任を押し付けるのではなく、「野良猫を減らし、野良猫トラブルゼロの地域へ」をスローガンに、皆さんで取り組んでみませんか。



適切な管理(TNR、地域猫活動)として…

- 不妊去勢手術をして、野良猫が増えないようにします。
- エサは決まった時間と場所で猫の頭数分を用意し、食べ終わったら片づけます。
※エサの放置はトラブルの原因となるため、やめましょう。
- トイレを設置し、ふん尿被害を防ぎます。

TNRとは、野良猫を捕獲して(Trap)、不妊去勢手術を行い(Neuter)、元の場所に戻す(Return)活動のこと。地域猫活動とは、地域住民が主体となり、TNRと同時に野良猫への給餌やトイレを共同管理する活動のこと。鳥取県では、地域猫活動を推進するため、市町村と協力して地域猫活動への支援を行っています。

※県内各市町村では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する助成事業を実施しています。お住いの市町村役場の担当部署までお問い合わせください。



動物の遺棄・虐待は犯罪です。

動物をみだりに傷つけたり、殺したりすると5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に、エサや水を与えずに衰弱させたり、病気を放置して衰弱させたりするなどの虐待を行った場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。また、愛護動物を遺棄した場合も、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

猫の被害でお困りの方、猫の飼育のことでお悩みの方は保健所にご相談ください。



鳥取県動物の愛護と管理HP: <http://www.pref.tottori.lg.jp/animal/>
保護した迷い犬・猫などの情報を公開しています



保健所連絡先：中部総合事務所 ☎0858-23-3149 ☎0858-23-4803
西部総合事務所 ☎0859-31-9320 ☎0859-31-9333
※東部圏域は、鳥取市保健所生活安全課 ☎0857-30-8551 ☎0857-20-3962

再生資源回収報奨金の活用について（お願い）

～主体的な取組で循環型社会の実現と活動の充実を～

北栄町では資源の再利用を推進し、ごみの減量化を図るために、再生資源回収に協力する団体に対し報奨金を交付しています。

対象は自治会、子ども会など町内にある営利を目的としない団体です。活動資金の確保、身近な環境教育の啓発・推進などにご活用ください。

★再生資源回収報奨金を活用するメリット

○活動団体の資金になる（町と回収業者の2ヶ所から入金があります）

・町から報奨金

- | | | |
|----------------|-----------|----|
| (1) 古紙類 | 1キログラムにつき | 3円 |
| (2) 金属類（アルミ缶等） | 1キログラムにつき | 5円 |
| (3) 瓶類 | 1本につき | 5円 |

・回収業者から買取金

○ごみ減量化への貢献

・収集量（令和5年度実績）

町全体（ごみ収集所、リサイクルステーション、再生資源団体回収）

①古紙類 316ト ②金属類 39ト ③瓶類 72ト

・再生資源団体回収のみ

①古紙類 144ト ②金属類 22ト ③瓶類 1ト

※活動団体の収集がごみ減量化、リサイクル率の向上に大きく貢献している

○身近な環境教育の啓発・推進

・地域ぐるみで、子どもから大人までみんなでできる活動が環境を守る

・ごみにせず、リサイクルすることは地球温暖化防止対策につながる

・4Rの推進を地域・家庭に広げる

Refuse（リフューズ）＝断る…ノーレジ袋、使い捨て製品（割り箸など）

Reuse（リユース）＝使い続ける…詰替え容器の活用、古着、中古品の活用など

Reduce（リデュース）＝減らす…簡易包装にする、必要な分だけ買う、水切り

Recycle（リサイクル）＝再利用する…再生資源として出す、再生品を買う

★環境教育出前講座を活用しよう！

奨励金、出前講座の申し込みは、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】

環境エネルギー課 生活環境室 電話 37-3116

FAX 37-5339

令和7年4月23日

北栄町におけるごみ収集所利用の基本的な考え方について

北栄町は、家庭から出るごみ（一般廃棄物）の収集を一般廃棄物処理実施計画に基づき、ステーション方式で行っています。従来から地域の実状に合わせ、主に各集落等で設置されているごみ収集所で、北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・北栄町自治基本条例等の法令に基づき、町民と町の協力で収集しています。

一方、近年、自治会未加入や脱退された方（以下「自治会未加入者等」という。）の家庭ごみの排出で相談を受ける事例があり、町設置のごみ収集所（大栄庁舎・北条支所）やほうきりサイクルセンターへの直接搬入等をご紹介しますが、各集落等にあるごみ収集所の利用についても相談があることから、論点を整理し、円滑なごみ収集への協力の観点を基本に自治会未加入者等のごみ収集所利用について、以下のとおり、基本的な考え方をまとめました。

(内容)

- ①設置、管理しているごみ収集所を自治会未加入者等が利用することは出来ませんが、一方、あらかじめ定められた適正なルール等を守ることは必要となります。
- ②自治会未加入者等のごみ収集所利用に対して、適正な利用負担、役務負担を求めることが出来ます。
- ③利用負担、役務負担等を拒まれる方について、ごみ収集所の利用制限をすることが出来ます。
- ④各自治会により事情が異なりますので、具体については、町が個別に相談を受けます。

上記の内容は、円滑なごみ収集を町民と町で協力して行っていくために町から自治会へお願いするものです。


また、この資料は、町へ相談される自治会に対して町の基本的な考え方を示したものです。

〒689-2292
鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1
北栄町役場 大栄庁舎
環境エネルギー課 生活環境室
電話 0858-37-3116
F A X 0858-37-5339


自治会非加入でゴミ捨て場「出禁」は違法か

自治会非加入を理由にごみ捨て場の利用を禁止するのは違法？

夫妻



自治会



- 非加入の住民は利用禁止。所有権は自治会にある
- 所有権の乱用。自治会に入っていないでも利用する権利はある
- 利用を認めれば、会費を払っている住民と不平等が生じる
- ごみが出せなくなり多大な精神的苦痛を被っている

※夫妻、自治会ともに上告

争点	裁判所の判断	
夫妻がごみ捨て場を利用する権利	ある	ない
自治会の対応	違法	違法

自治会は総会を開いてごみ捨て場に関するルールを決めた。自治会の役員や掃除当番を負担する住民の年会費は3600円▽掃除当番などを担わない住民は「準自治会員」として年会費1万円▽会費を払わない非自治会員は利用禁止—との内容だ。

■「自治会の対応は違法」

自治会側は「会費を払っていないのに利用を認めれば、自治会員との間で著しい不平等が生じる」と反論。しかし、神戸地裁は翌年9月、夫妻にはごみ捨て場を利用する権利があると認めるとともに自治会の対応は違法として、計20万円の損害賠償を命じた。

同地裁は、神戸市の制度を踏まえると「地域のごみ捨て場の利用を禁じられると、家庭ごみを排出する手段を失う」と指摘。「ごみ捨て場の管理は（誰もが利用できる）行政サービスの一環といえる。一部の住民を排除するのは相当ではない」とした。

判決を不服とした自治会側は控訴したが、大阪高裁は今年10月、1審に続き自治会側の違法性を認めた。

たとえ自治会に入っていないなくても維持管理費などの負担を求めればよく、「非自治会員の利用を一切認めないのは正当化できない」と判断。そうした金銭負担の提案を夫妻にすることなく「出禁、（出入り禁止）としたのは、入会の強制に等しいとして計30万円の支払いを命じた。

ただ、1審が認定していた夫妻がごみ捨て場を利用する権利自体は認めなかった。双方は控訴審判決を不服として上告した。

令和7年度 地域で子どもを育てる体験活動支援事業について（ご案内）

本年度も自治会等地域で子どもを育てる体験活動支援事業を実施します。

補助を希望する団体は下記をご確認のうえ、申請してください。

詳細について、北栄町ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

（北栄町ホームページ➡）



【事業概要】 自治会等が行う3日以上の各種体験活動に要する経費を補助
補助金の交付は1年度1回まで

【補助経費】 下記の経費の10分の10以内、合計 上限4万円

費目	補助対象額	上限額
指導者謝礼（1回あたり1,800円/人）	実費	合計 4万円
消耗品費（各種教材費等）、使用料・賃借料（入場料等）、 旅費（鉄道費・ガソリン代）、印刷製本費（チラシ代等）	実費	

【支給要件】

1	事業主体	自治会、自治会PTA（こども会・生徒会）、地域の有志・団体※個人での申請は不可
2	参加者	地域の小学生、中学生（原則5人以上ですが、自治体の実状によります。）
3	体験活動の内容	①自然体験事業（キャンプ、自然観察等）④交流事業（高齢者交流、国際交流） ②生活体験事業（料理教室、宿泊体験等）⑤学習事業（長期休業中の自学支援等） ③伝統文化継承事業（しめ縄作り等）⑥教育委員会が認める有益な体験活動

<過去の活動内容の一例>

学校の宿題



ホットケーキ作り



灯ろう作り



【申請・問合せ先】※活動内容が補助対象となるか不明な場合は、事前にご相談ください。
北栄町教育委員会事務局 教育総務課 学校教育室 ☎0858-37-5870

令和7年度 人権を学ぶ会事業（案）

目的	人権尊重のまちづくりを推進する具体的な取り組みとして「人権を学ぶ会」を開催し、町民一人ひとりが学ぶことをきっかけとして、誰一人取り残さない“個性を認め合い、互いの心に寄りそうまち”をめざす。
概要	自治会の主体的な取り組みとなるよう、地域課題や様々な人権問題から自治会が学習テーマを決定し、DVD視聴や懇談等の学習を実施することで、人権問題への気づきや解決に向けた行動に結びつける。（9月～11月の期間中に実施）
依頼事項	①新年度事業として計画し、住民の方に周知をお願いします。 ②多くの住民の方に参加していただけるよう、地区推進員を中心に自治会役員全体で実施計画の作成や参加の呼びかけをお願いします。

【令和7年スケジュール】

期日	項目	対象	説明
2月20日 (済)	地区推進員研修会	地区推進員	地区推進員の役割、人権学習の必要性等について研修
6月20日	第1回地区推進員会議	地区推進員	学習テーマ等の説明及び実施（計画作成・運営）依頼
8月18日	第2回地区推進員会議	地区推進員	日程・内容・当日役割の確認、住民周知・参加呼びかけのお願い
9月 ～ 11月	人権を学ぶ会の開催	自治会住民	DVD視聴、懇談・意見交換、ワークショップ等
[その他、参加や地域住民への参加呼びかけをお願いする事業]			
●分かりやすいじんけんの話（講演会）		年間6回程度	
●北栄町じんけんフェスティバル2025		12月6日（土） 大栄農村環境改善センター	
●高齢者対象人権を学ぶ会		9月～3月（8月頃に別途ご案内いたします）	

※人権関係の教材DVDを貸し出します。会合等にあわせた学習などにご利用ください。

[参考]

- ・昨年度は58自治会で開催、822名の参加
- ・今年度の町推奨DVD教材のテーマは「災害と人権」。毎年のように災害が発生する中、要配慮者自身に求められることや、地域の人たちに求められることについて、「自助」「共助」の両面から学びます。（北栄町人権教育推進協力員会議で選定）

※要配慮者・・・高齢者、障がいのある人、難病の人、乳幼児や妊産婦、外国人など災害の際に、特に配慮が必要な方々のこと

令和7年度「分かりやすいじんけんの話」年間予定

SDGs 番号

<p>【第1回 生活困窮者の人権】 ●講師：北栄町役場 福祉課 ^{まつしま}松嶋 まゆみさん 【日時】5月30日（金）19：00～20：30 【場所】ほくほくプラザ</p>	<p>(1)(2) (3)(11)</p>
<p>【第2回 子どもの人権】 ●講師：いじめ・不登校総合対策センター 教育相談担当 指導主事 ^{やまぐち いさお}山口 功さん 【日時】6月27日（金）19：00～20：30 【場所】ほくほくプラザ</p>	<p>(1)(3)(4)</p>
<p>【第3回 同和問題(部落差別) トーク&コンサート】 ●講師：音楽ユニットふれあい 【日時】7月27日（日）13：30～15：00 【場所】中央公民館</p>	<p>(10)(11)</p>
<p>【第4回 性的マイノリティの人権】 ●講師：LGBT理解啓発講師 ^{さとう}佐藤 みどりさん 【日時】 9月19日（金）14：00～15：15 【場所】北条中学校 10月14日（火）14：00～15：15 【場所】大栄中学校</p>	<p>(5)(10)(16)</p>
<p>【第5回 ひきこもりの状態にある人の人権】 ●講師：鳥取県立精神保健福祉センター 所長 ^{はらだ ゆたか}原田 豊さん 【日時】11月21日（金）19：00～20：30 【場所】ほくほくプラザ</p>	<p>(4)(11)</p>
<p>【第6回 犯罪被害者等の人権】 ●講師：とっとり被害者支援センター 専務理事兼事務局長 ^{もりやま しんいち}森山 慎一さん 【日時】12月12日（金）19：00～20：30 【場所】ほくほくプラザ</p>	<p>(10)(11)</p>



SDGs は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、17のゴールの達成をめざしています。

中央公民館大栄分館の建替えについて

老朽化に伴い、大栄分館を以下のスケジュールで建替えします。

令和7年12月	大栄分館の利用停止
令和8年1月～	解体工事
令和8年4月～	建築工事
令和9年4月～	新たな大栄分館のオープン

※工事期間中は、大栄分館事務所は図書館内の「ギャラリーゆら里」に移転し、公民館活動は図書館2階の会議室や大栄農村環境改善センターなどを拠点として継続します。

※大倉土地改良区と大栄町土地改良区は、本年12月中にJA鳥取中央大栄支所東側の旧生活センターに移転する予定です。

[外観イメージ]



新しい大栄分館は、現在と同じ場所に建設し、誰もが気楽に立ち寄り新たな町のランドマークとなるよう、大きな屋根のアプローチや、図書館とつながるデッキ広場などを設けます。

また、木の温かみのある内装が特徴で、キッズスペースやエレベーターを設置しバリアフリーにも対応。各部屋を可動式の間仕切りでつなぐことで大きなホールとしても利用可能です。

[内観イメージ]



なお、令和4年度のほくえい未来ラボ参加者からいただいた意見を設計に反映し「交流を育む未来につながる町の拠点」をコンセプトとしています。

北栄社協発第1号
令和7年4月23日

自治会長 様

北栄町社会福祉協議会
会長 大西 孝弘
(公 印 省 略)

令和7年度北栄町社会福祉協議会会費のお願いについて

本会事業の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度本会会費の協力をお願い申し上げます。大変御多忙の時期お手数ですが、次のとおり御協力いただきますようお願いいたします。

なお、御協力いただきました会費は本会が推進する北栄町地域福祉向上のために活用させていただきます。趣旨を御理解のうえ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 納入金額 別紙一覧表のとおり（一世帯あたり1,000円）
2. 納入時期 令和7年5月22日(木)までにお願いします。
3. 納入方法 次のいずれかの方法で納入をお願いします。

(1)口座振込の場合

- ①鳥取中央農協大栄支所 普通預金 6029616
 - ②鳥取中央農協北条支所 普通預金 0007707
- 社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会
会長 大西 孝弘

※口座振込の場合は、確認後に領収書を送付します。

※振込手数料は社協負担です。

(2)現金の場合 ※社協会費の専用封筒に入れての納入をお願いします。

- ①北栄町社会福祉協議会 本所（瀬戸36-番地2）
- ②北栄町役場 大栄庁舎 福祉課（由良宿423番地1）
- ③北栄町役場 北条支所 総合窓口室（土下121-1）
（北条健康福祉センター）

※国坂 国坂浜 土下 北条島 曲 みどり1区は
集中発送で個別封筒を準備しています。

連絡先

北栄町社会福祉協議会
TEL 37-4522
担当 前田伊都岐・柴山

「社会福祉協議会会費」について

北栄町社会福祉協議会

1 趣旨

- (1) 社会福祉協議会(略称「社協」)は、社会福祉法に基づき、「地域福祉の推進をはかることを目的」に組織されている民間の福祉団体(社会福祉法人)です。全国の各都道府県・市町村に設置されています。
- (2) 北栄町社協は、自治会・行政・福祉関係者などとの連携を基に、小地域での福祉活動のより一層の推進をはかり、「誰もが安心して暮らせる福祉の町づくり」を目指して活動しています。
- (3) 北栄町社協の活動の趣旨に御理解いただき、町民のみなさんや法人の方々に会員となっただき、北栄町内の支え合い活動を進めています。その財源として、会員のみなさんに会費の御協力をお願いしています。

2 納入方法

町民のみなさんに会費の御協力をお願いしていますが、自治会が地域住民を代表する団体で、自治会と社協が地域福祉向上のために一緒に活動を進めていくことが、最も効果的であると考えられたことから、以前から自治会を通じて会費のとりまとめをお願いしています。

毎年、会費の御協力が得られるのは、自治会関係者みなさんの御協力のおかげです。引き続き御理解と御協力をよろしくお願いします。

3 活用

御協力いただいた会費、香典返し等の寄付金は、「自治会への福祉活動推進助成金の交付」「いきいきサロン」「食事サービス」などの地域福祉事業に活用させていただいています。

御協力いただいた会費等の金額、活用内容等の詳細は、7月全戸配布の社協広報誌で、毎年報告しています。

※「福祉活動推進助成金」 地域の活性化をはかることを目的として、いきいきサロン・運動会・世代間交流活動等の自治会でのコミュニケーション事業に助成をしています。助成金額は、1自治会、均等割・1万円、世帯割・1世帯・300円です。

社協会費の種類

種類	年 額	令和6年度実績
普通会費	一世帯 1,000円	4,427世帯 4,351,760円
法人会費	一口 3,000円	93社 298,000円

(別紙) 令和7年度 北栄町社会福祉協議会会費 目標額一覧表

北条地区	世帯数	社会福祉協議会会費 (1世帯1,000円)
江北	169	169,000
江北浜	68	68,000
東新田場	59	59,000
西新田場	41	41,000
国坂	51	51,000
国坂浜	100	100,000
大野	80	80,000
田井	142	142,000
土下	97	97,000
米里	80	80,000
北条島	74	74,000
北尾	60	60,000
弓原	95	95,000
弓原浜	48	48,000
駅前	40	40,000
下神	120	120,000
松神	110	110,000
曲	87	87,000
みどり一区	123	123,000
向山団地	24	24,000
中央団地	80	80,000
山西	12	12,000
みどり西団地	170	170,000
小河原団地	25	25,000
みどり南団地	135	135,000
国坂東	91	91,000
さつきヶ丘団地	110	110,000
みどり二区	121	121,000
国坂中団地	46	46,000
さくら団地	55	55,000
合計	2,513	2,513,000

大栄地区	世帯数	社会福祉協議会会費 (1世帯1,000円)
西園	202	202,000
東園	105	105,000
東園浜	58	58,000
六尾	110	110,000
六尾北	31	31,000
瀬戸	110	110,000
原	93	93,000
大島	78	78,000
西穂波	14	14,000
穂波	23	23,000
亀谷	90	90,000
東亀谷	100	100,000
下種	42	42,000
上種	22	22,000
茶ヤ条	14	14,000
西高尾	31	31,000
東高尾	27	27,000
岩坪	17	17,000
高千穂	18	18,000
由良宿1区	210	210,000
由良宿2区	133	133,000
由良宿3区	110	110,000
由良宿4区	59	59,000
由良宿5区	53	53,000
由良宿6区	59	59,000
由良宿7区	45	45,000
緑ヶ丘団地	64	64,000
妻波	150	150,000
大谷	235	235,000
別所	24	24,000
比山	19	19,000
青木	12	12,000
二子塚団地	15	15,000
合計	2,373	2,373,000

北栄全体 4,886 4,886,000

※ 世帯数は、4月全戸配布世帯数で算定しています。